

(5) 初犯検挙時年齢・初犯検挙から最終検挙までの年数・検挙間隔年数

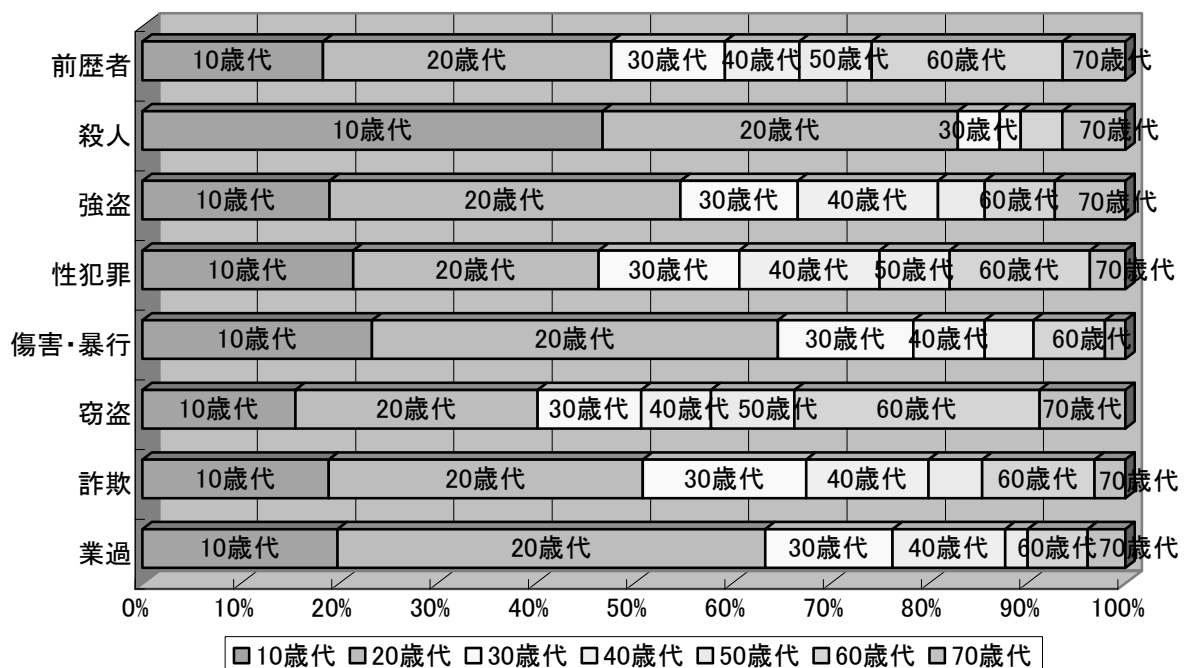
高齢前歴者全体の初犯検挙時年齢は38.6歳である。罪種別で最も初犯検挙時の平均年齢が若い罪種は殺人で25.9歳となっており、初犯検挙から最終検挙までの年数も、高齢前歴者の平均30.9年より長い43.3年となっている(図3-30)。つまり、高齢になって殺人を犯す者のうち前歴がある者については、20代の頃から検挙歴があることを意味する。また、傷害・暴行と業務上過失致死傷についても、初犯検挙時年齢がそれぞれ30.4歳と31.1歳であり、初犯検挙から最終検挙までの年数も38.3年と37.8年と長い。

反対に、初犯検挙時年齢が最も高いのが窃盗の42.4歳であり、最終検挙までの年数も最も短い27.5年である。

性犯罪は、初犯検挙時年齢が36.4歳と窃盗よりは若いものの、前歴者については30歳代以降に初めて検挙される者が53.6%と過半数となっている。

初犯検挙から最終検挙までの年数を検挙回数で除した検挙間隔年数では、高齢前歴者全体が13.9年であるのに対し、詐欺が最も短く8.5年、次いで強盗が9.4年となっている。強盗と殺人は検挙回数がほぼ同じであるが、殺人は初犯検挙から最終検挙までの年数が長いため、強盗よりは長い14.4年となっている。

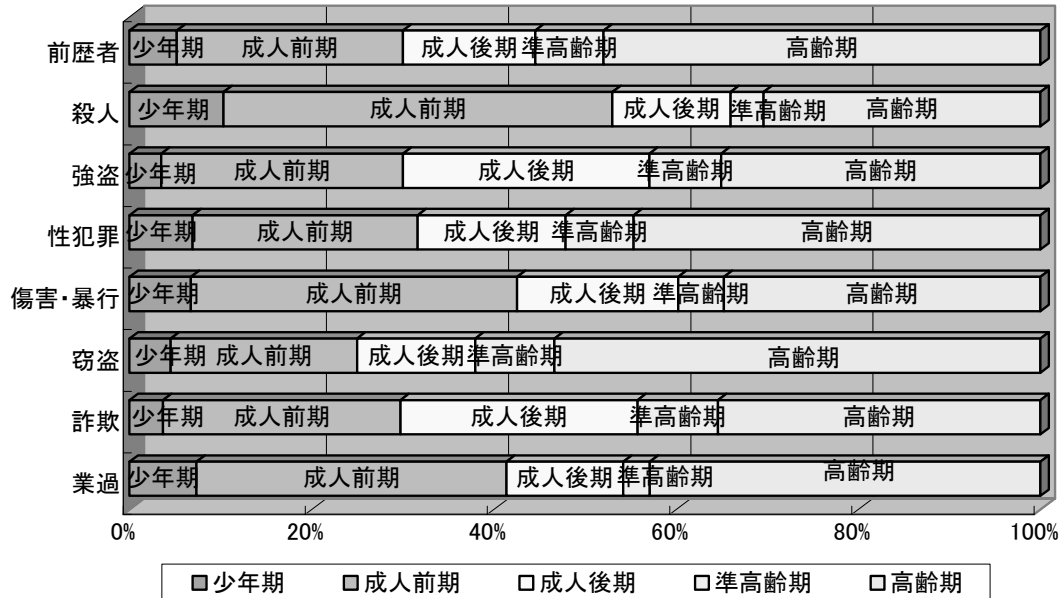
図3-30 罪種別の初犯検挙時年齢



(6) 年齢区分毎の検挙回数構成比

殺人は少年期や成人前期に多く検挙されており、傷害・暴行もこれと似た傾向がある（図 3-31）。性犯罪者は、少年期の犯罪も多いが、準高齢期や高齢期の犯罪も少なくない。反対に窃盗は高齢期や準高齢期の犯行が多くなっている。

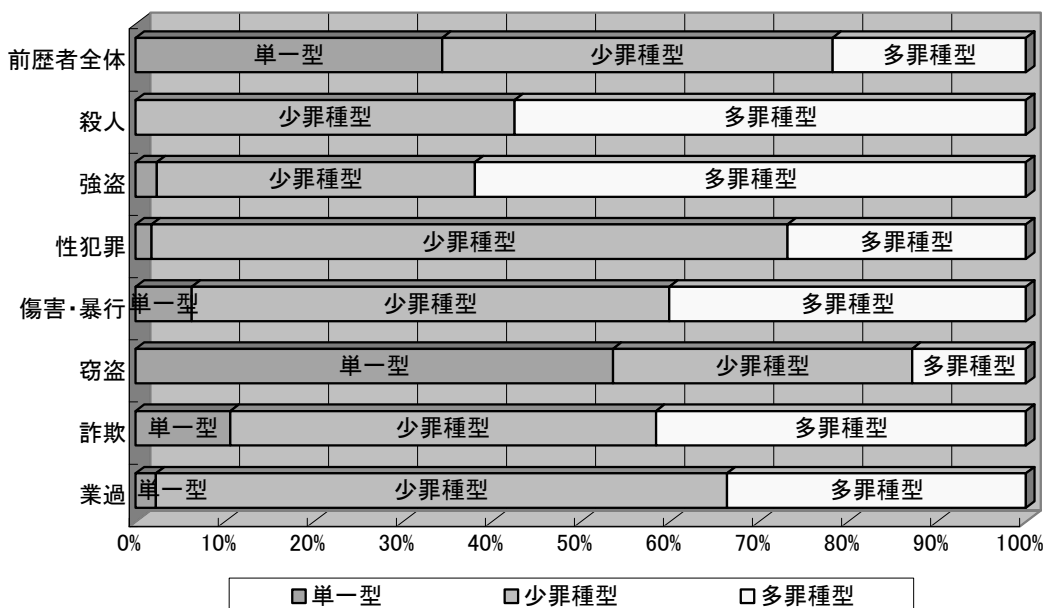
図 3-31 年齢区分毎の検挙回数構成比



(7) 罪種数と罪種の多様性

高齢前歴者全体の平均罪種数は 2.6 種類であるのに対し、殺人と強盗はそれぞれ 5.0 種類と 4.9 種類であり、高齢になって凶悪犯罪を行った者が初犯検挙以降に犯した犯罪は多種に亘っていることが分かる（図 3-32）。最も少ないのは窃盗であり、罪種数は 2.0 種類である。性犯罪者は、少罪種型の割合が 71.4%と最も多いのが特徴であり、多罪種も 26.8%と少なくない。また、業過致死傷も、罪種数は 3.7 種類と平均よりも多く、3 人に 1 人が多罪種型である。

図 3-32 罪種数と罪種の多様性



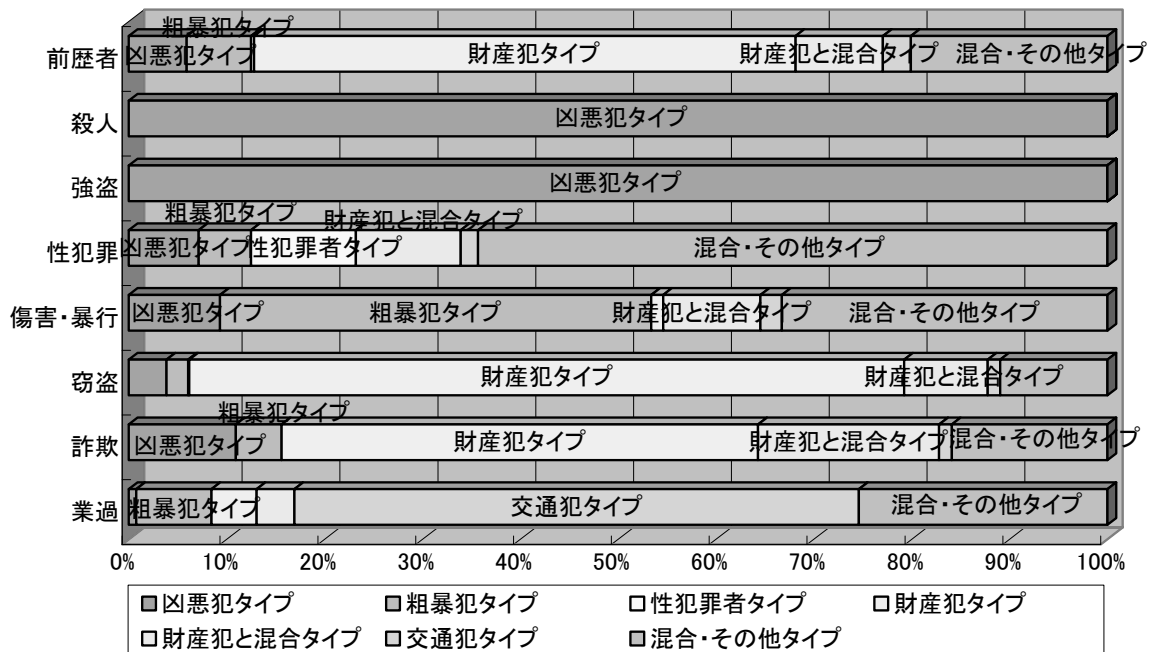
(8) 罪種タイプ

最終検挙時罪名別に罪種タイプの構成を見たものが図 3-32 である。例えば、5 回の検挙歴があり、その各罪名が傷害—暴行—傷害—恐喝—詐欺という場合、高齢時の最終検挙時罪名が詐欺であり、この者の罪種タイプは粗暴犯が全罪種の 50%以上を占めているため「粗暴犯タイプ」となる。なお、最終検挙時の罪名が殺人と強盗の者は、「凶悪犯タイプ」の分類基準が初犯検挙時から最終検挙時まで一度でも凶悪犯（殺人、強盗、放火、傷害致死、自殺関与、性的目的を除く誘拐）がある者としてある関係で、自動的に「凶悪犯タイプ」に分類されてしまうため、ここでの分析対象とはならない。

図 3-32 を見ても分かるように、最終検挙時の罪名が窃盗や詐欺である者は、初犯検挙時から最終検挙時までも財産犯が中心の犯罪を行ってきている。但し、最終検挙時の罪名が詐欺である者の中には凶悪犯タイプの者が少なくないほか、財産犯が中心ながら、その他粗暴犯などを行っている「財産犯と混合タイプ」も 15.8%見られる。

また、最終検挙時の罪名が傷害・暴行の者は、粗暴犯タイプが半数近くを占め、さらに凶悪犯タイプも 9.3%見られる。最終検挙時の罪名が性犯罪である者のうち、初犯検挙時から最終検挙時までの罪種の半数以上が性犯罪である「性犯罪者タイプ」が 10.7%見られるものの、様々な罪種を行う「混合・その他タイプ」が 64.3%を占めるほか、脅迫犯や粗暴犯も一定数見られる。高齢性犯罪者の 45.5%に前歴があり、その多くが凶悪犯や粗暴犯を含む多様な犯罪を行い、性犯罪を中心に犯罪を行う者はむしろ少数に属する。

図 3-32 罪種別の罪種タイプ



(9) 罪種構成

初犯検挙から最終検挙までに検挙された罪種の構成比を最終検挙時の罪名別にみると、殺人の場合、財産犯が 40.0%と最も多いが、凶悪犯が 24.6%, 粗暴犯も 23.9%となっており、高齢前歴者全体の罪種構成比に比べ高い（図 3-33）。同様の傾向は、強盗についても見ら

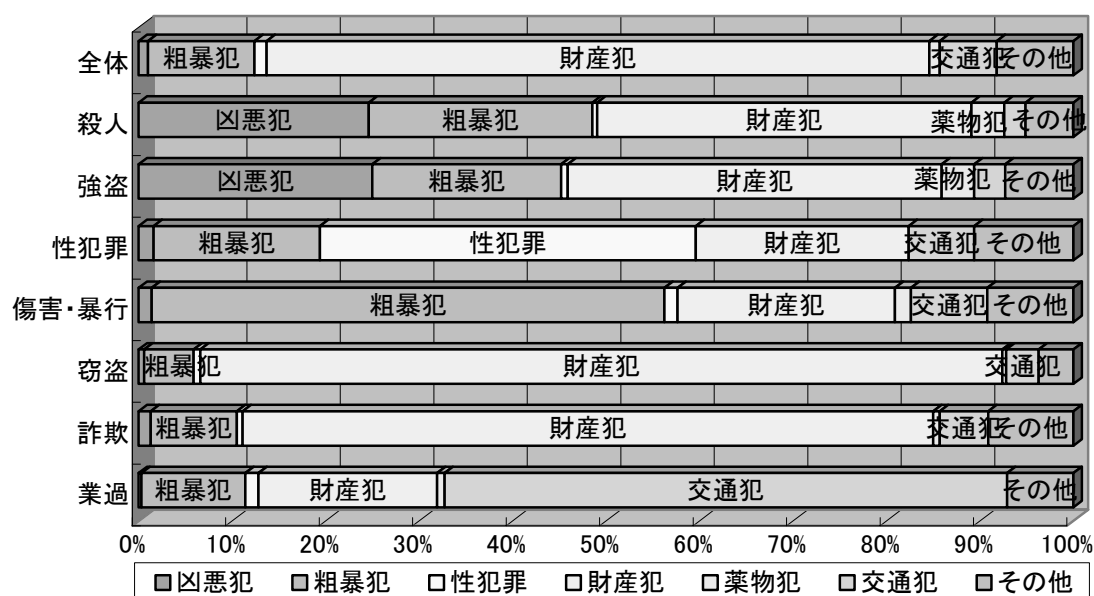
れる。罪種数のところでも明らかになったように、高齢になって殺人や強盗を犯した者のうち、前歴を有する者は、初犯検挙から最終検挙までの検挙回数も罪種数も多く、しかも犯した犯罪の半数近くを凶悪犯や粗暴犯が占めている。但し、既に指摘したように、高齢殺人犯と高齢強盗犯では、前歴を有する者の比率が異なり、高齢強盗犯の70%以上が前歴を有しているのに対し、高齢殺人犯は50%弱に止まっている。

一方、性犯罪者（強姦・強制わいせつ）は、初犯検挙から最終検挙までの40.2%が性犯罪であり、財産犯は20%台と低い。高齢になって性犯罪を犯す者は、検挙回数4.2回のうち、4割が性犯罪というように、性犯罪者が性的な動機を有する犯罪を中心に行っていることがこの分析からも裏付けられる。もっとも、性犯罪者の罪種構成のうち粗暴犯が17.8%を占め、高齢前歴者全体よりも高くなっている。

窃盗と詐欺の生涯の罪種構成では、財産犯が高く（85.8%と73.9%）、財産犯を中心に犯していることになるが、詐欺の方（9.3回）が検挙回数は窃盗（4.7回）より多く、罪種数も多い（3.7回）。

業務上過失致傷は、初犯検挙から最終検挙までの罪種の60.1%が交通犯罪となっている。先にも指摘したように、高齢業務上過失致傷犯のうち前歴のある者は3割強に過ぎず、それ以外は前歴がないが、前歴者に関して言えば、交通犯罪を中心としながらも4回近い検挙歴があり、また粗暴犯も11.1%、財産犯も19.1%となっている。

図 3-33 罪種構成



(10)再犯類型

初犯検挙時年齢と検挙回数の分析を最終検挙時罪種別に行った結果を示したものが図 3-34 から図 3-40 である。

殺人は、高齢期になって初犯で検挙される遅発突発型（非前歴者）が 53.9%と、高齢殺人全体のほぼ半分を占めるが、少年期や成人前期に初犯で検挙され、それ以後、繰り返し検挙されている早発累犯型が 33.3%と高齢前歴者の平均より多く、成人後期又は準高齢期になって初犯で検挙され、以後の再犯がある後発累犯型（1.0%）や遅発再犯型（4.9%）が少ないのが特徴である（図 3-34）。

強盗は、まず遅発突発型（非前歴者）が 23.6%と少ない（図 3-35）。つまり、70%以上が高齢になる前からの前歴者であるだけでなく、早発累犯型が 45.5%と圧倒的に多く、これに後発再犯型 14.5%を合わせると 60%に達し、人生の早い時期から犯罪を繰り返している者であることがわかる。しかし、殺人と比べると初犯の時期は少年より成人前期が多い傾向が見られる。また、準高齢か高齢になってから複数の犯罪を行う遅発累犯型の割合も殺人（4.9%）に比べ、やや高い（10.9%）。

性犯罪は、早発潜在型（7.3%）と後発累犯型（9.8%）がやや多い（図 3-36）。

傷害・暴行は、成人前期に初犯検挙の経験がある早発累犯型が多く（33.0%）、強盗と同様の傾向を有するが、強盗に比べ後発累犯型が少なく（6.5%）、殺人よりやや多い（図 3-37）。

窃盗は、早発累犯型が少なく（17.9%）、遅発累犯型がその分やや多い（15.8%）（図 3-38）。詐欺は、早発累犯型（41.8%）と後発累犯型（12.1%）が多く、遅発突発型（32.7%）が少ないことから、同じ財産犯でも、強盗と同じ類型に属する（図 3-39）。

業務上過失致死傷は、他の罪種に比べ、遅発突発型（非前歴者）（68.9%）と早発潜在型（11.4%）が多いものの、早発累犯型（12.4%）や後発累犯型（4.3%）も一定数いる（図 3-40）。

以上の結果を概念図にまとめたものが図 3-41 である。高齢の強盗と詐欺は少年期や成人前期など若い頃から犯罪を繰り返し、高齢期になってから初めて検挙された者は3分の1以下である。一方、高齢の殺人犯と傷害・暴行犯は、少年期や成人前期から犯罪を繰り返す者は3分1と、強盗や詐欺よりは少ないものの、高い割合を占めているが、半数は高齢期になってから初めて検挙される者である。高齢の窃盗犯は、若い頃から犯罪を繰り返す者は相対的に少なく、約半数は高齢になって初めて検挙された者であり、準高齢期になってから初めて検挙された者を含め、犯罪期が高齢期に寄っている。性犯罪者も、3分の2が高齢期ないし準高齢期になってから初めて犯罪を行っており、若い頃から犯罪を繰り返すタイプは一部に過ぎず、むしろ窃盗の類型に近い。業務上過失致死傷は、圧倒的に高齢期に初めて交通関係業過で検挙された者が多く、若い時期に一度検挙されたことがあっても、高齢期に交通関係業過で検挙されるまで検挙歴がない者が多い。但し、少年期から成人後期から犯罪を繰り返す累犯タイプの者も6分の1程度いる。

図 3-34 初犯検挙時年齢別の検挙回数（殺人）

	計	1回	2回	3～4回	5～9回	10回台	20回以上
高齢前歴者	47 100%	— —	12 25.5%	7 14.9%	9 19.1%	16 34.0%	3 6.4%
少年期	22 100%	— —	1 4.5%	3 13.6%	3 13.6%	14 63.6%	1 4.5%
成人前期	19 100%	— —	6 31.6%	4 21.1%	5 26.3%	2 10.5%	2 10.5%
成人後期	1 100%	— —	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
準高齢期	1 100%	— —	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
高齢期	4 100%	— —	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
高齢非前歴者	55 100%	55 100%	— —	— —	— —	— —	— —

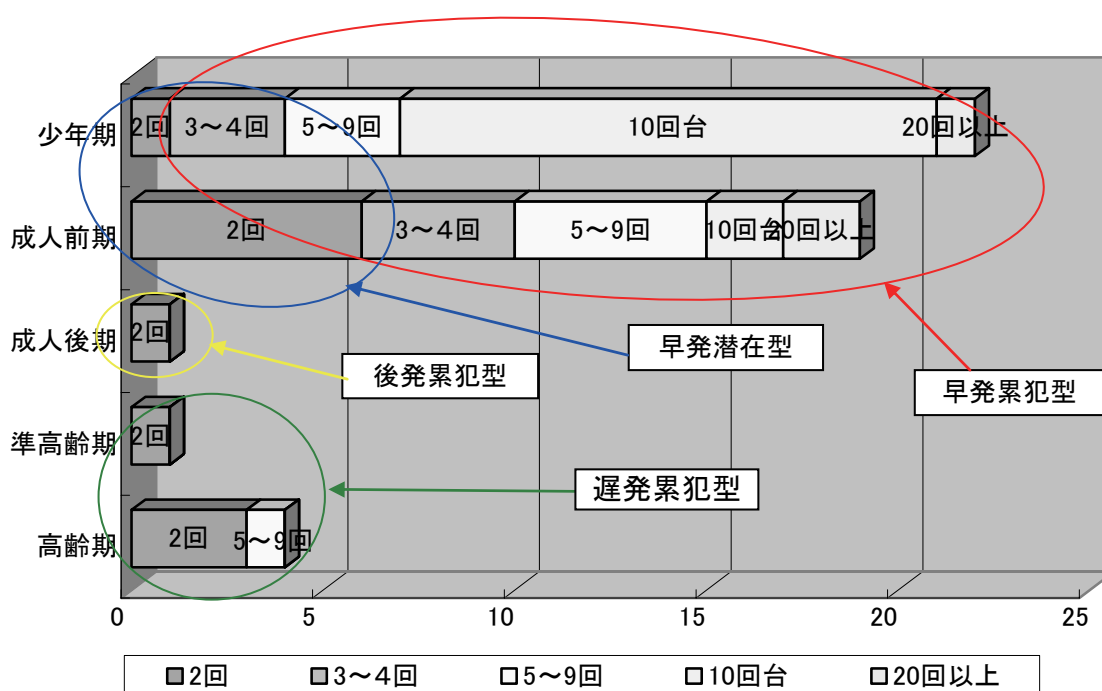
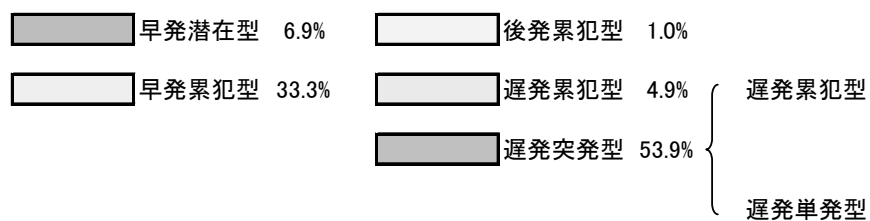


図 3-35 初犯検挙時年齢別の検挙回数（強盗）

	計	1回	2回	3～4回	5～9回	10回台	20回以上
高齢前歴者	42 100%	— —	9 21.4%	7 16.7%	11 26.2%	10 23.8%	5 11.9%
少年期	8 100%	— —	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	6 75.0%	0 0.0%
成人前期	20 100%	— —	3 15.0%	2 10.0%	7 35.0%	4 20.0%	4 20.0%
成人後期	8 100%	— —	3 37.5%	2 25.0%	3 37.5%	0 0.0%	0 0.0%
準高齢期	1 100%	— —	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
高齢期	5 100%	— —	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%
高齢非前歴者	13 100%	13 100%	— —	— —	— —	— —	— —

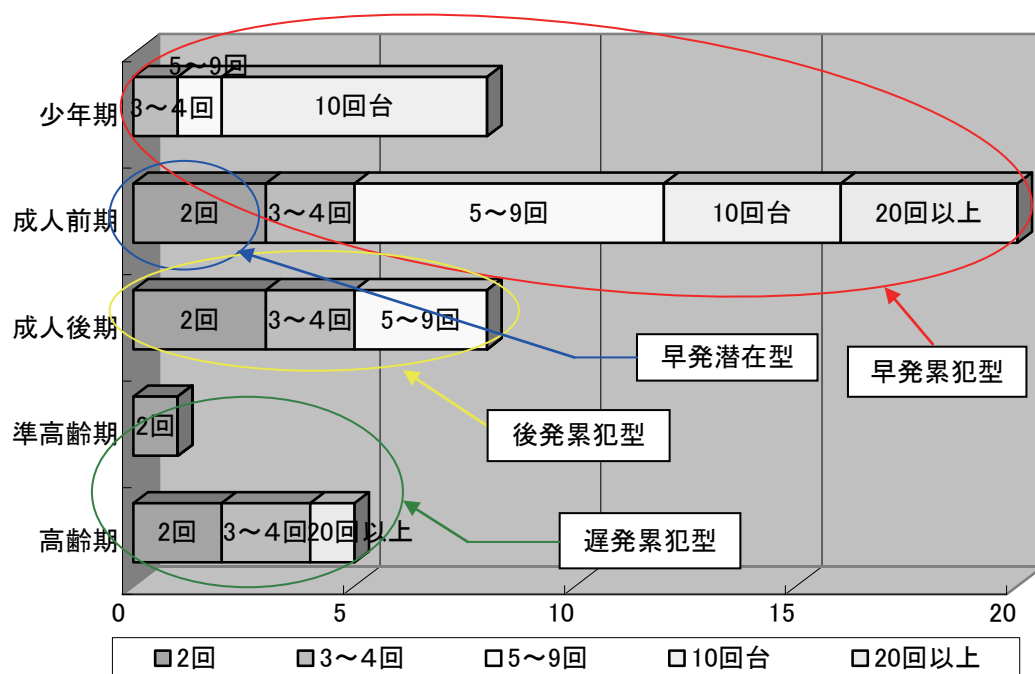
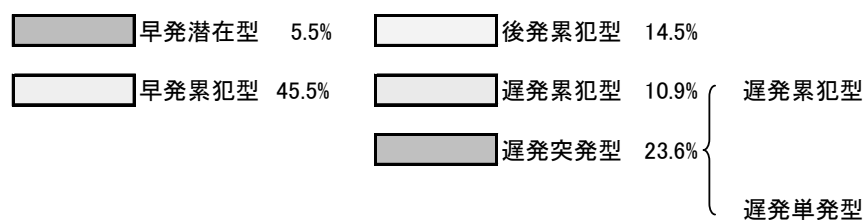


図 3-36 初犯検挙時年齢別の検挙回数（性犯罪）

	計	1回	2回	3～4回	5～9回	10回台	20回以上
高齢前歴者	56 100%	— —	25 44.6%	19 33.9%	7 12.5%	4 7.1%	1 1.8%
少年期	12 100%	— —	3 25.0%	5 41.7%	1 8.3%	3 25.0%	0 0.0%
成人前期	22 100%	— —	6 27.3%	11 50.0%	3 13.6%	1 4.5%	1 4.5%
成人後期	12 100%	— —	8 66.7%	2 16.7%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%
準高齢期	5 100%	— —	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
高齢期	5 100%	— —	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
高齢非前歴者	67 100%	67 100%	— —	— —	— —	— —	— —

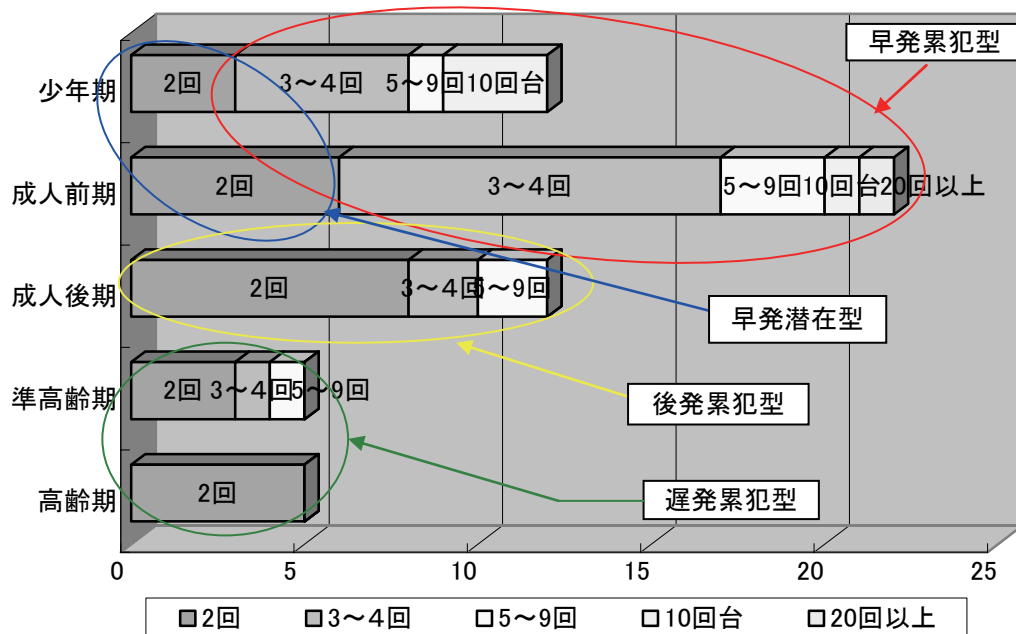
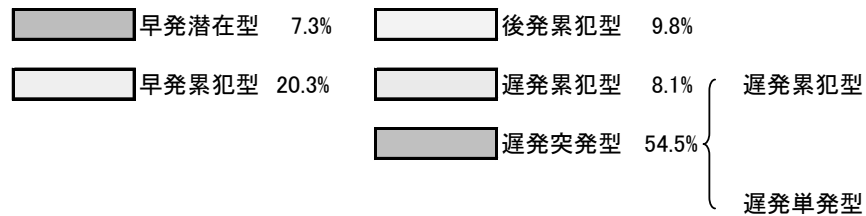


図 3-37 初犯検挙時年齢別の検挙回数（傷害・暴行）

	計	1回	2回	3～4回	5～9回	10回台	20回以上
高齢前歴者	826	—	253	211	200	96	66
	100%	—	30.6%	25.5%	24.2%	11.6%	8.0%
少年期	193	—	31	31	66	49	16
	100%	—	16.1%	16.1%	34.2%	25.4%	8.3%
成人前期	455	—	104	135	123	47	46
	100%	—	22.9%	29.7%	27.0%	10.3%	10.1%
成人後期	101	—	59	31	7	0	4
	100%	—	58.4%	30.7%	6.9%	0.0%	4.0%
準高齢期	30	—	18	10	2	0	0
	100%	—	60.0%	33.3%	6.7%	0.0%	0.0%
高齢期	47	—	41	4	2	0	0
	100%	—	87.2%	8.5%	4.3%	0.0%	0.0%
高齢非前歴者	727	727	—	—	—	—	—
	100%	100%	—	—	—	—	—

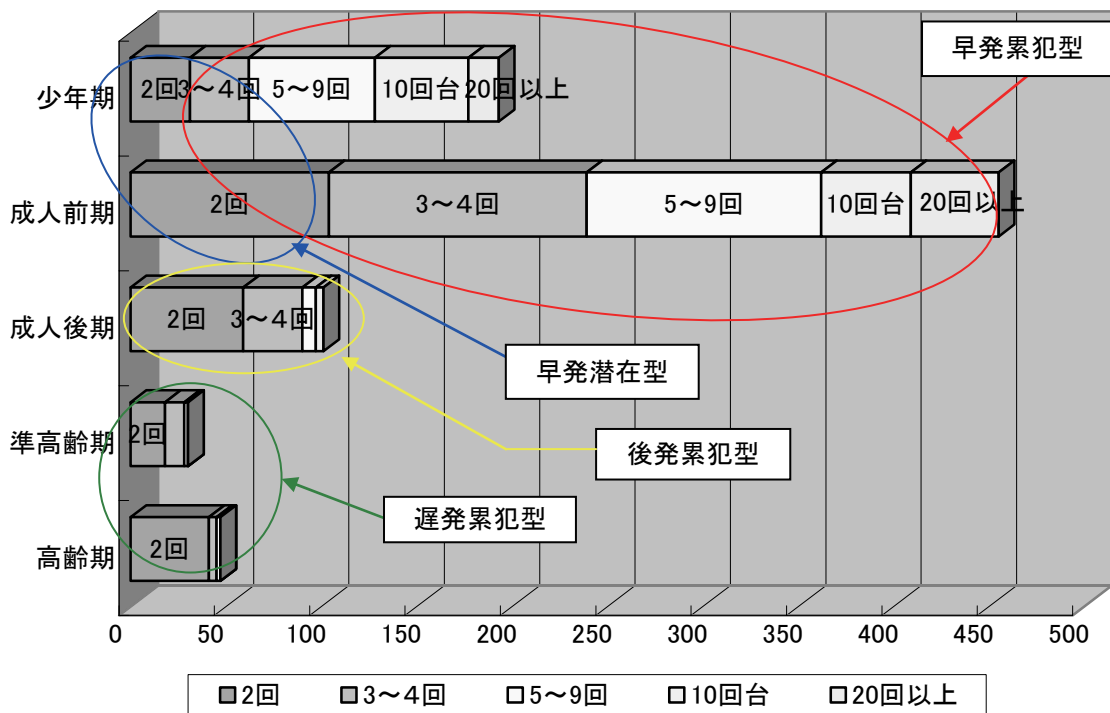
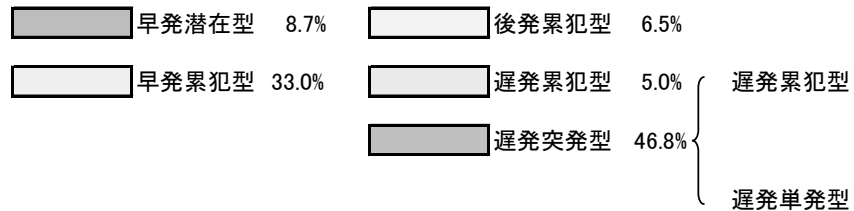


図 3-38 初犯検挙時年齢別の検挙回数（窃盗）

	計	1回	2回	3～4回	5～9回	10回台	20回以上
高齢前歴者	8,022 100%	—	3,291 41.0%	2,370 29.5%	1,425 17.8%	698 8.7%	238 3.0%
少年期	1,248 100%	—	180 14.4%	311 24.9%	338 27.1%	339 27.2%	80 6.4%
成人前期	2,822 100%	—	833 29.5%	861 30.5%	676 24.0%	309 10.9%	143 5.1%
成人後期	1,253 100%	—	504 40.2%	448 35.8%	248 19.8%	38 3.0%	15 1.2%
準高齢期	841 100%	—	458 54.5%	294 35.0%	83 9.9%	6 0.7%	0 0.0%
高齢期	1,858 100%	—	1,316 70.8%	456 24.5%	80 4.3%	6 0.3%	0 0.0%
高齢非前歴者	9,030 100%	9,030 100%	—	—	—	—	—

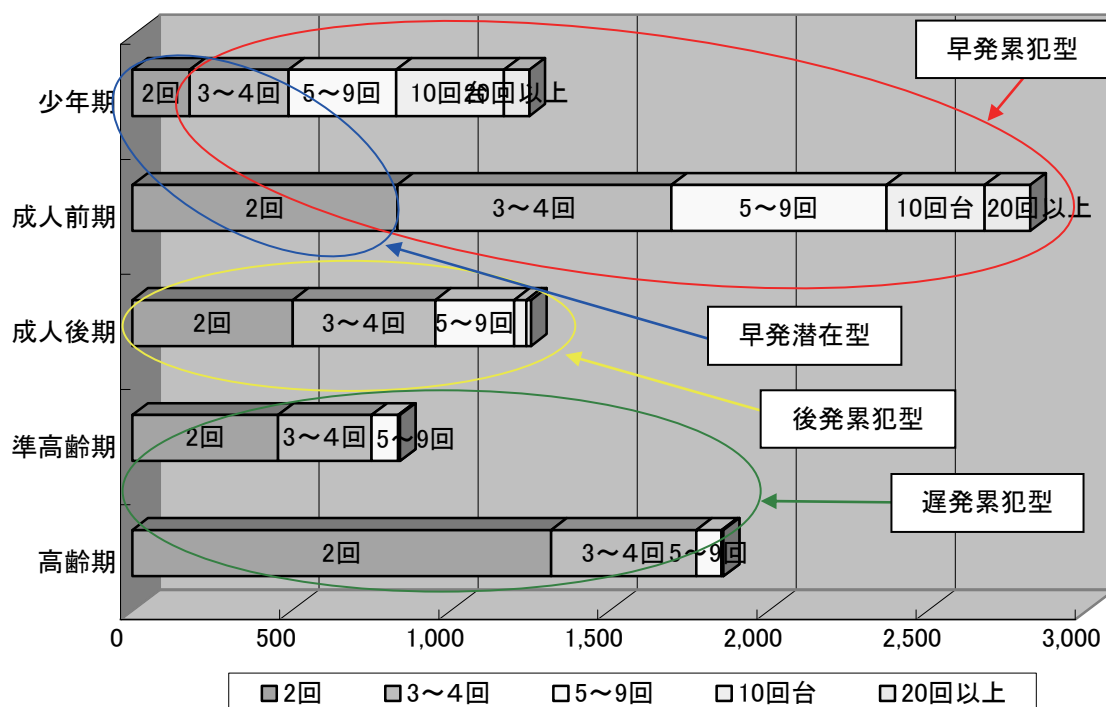
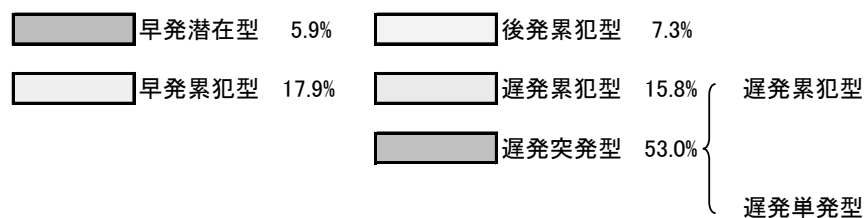


図 3-39 初犯検挙時年齢別の検挙回数（詐欺）

	計	1回	2回	3～4回	5～9回	10回台	20回以上
高齢前歴者	385	—	62	85	89	74	75
	100%	—	16.1%	22.1%	23.1%	19.2%	19.5%
少年期	73	—	1	10	21	33	8
	100%	—	1.4%	13.7%	28.8%	45.2%	11.0%
成人前期	187	—	20	38	50	36	43
	100%	—	10.7%	20.3%	26.7%	19.3%	23.0%
成人後期	69	—	12	16	12	5	24
	100%	—	17.4%	23.2%	17.4%	7.2%	34.8%
準高齢期	19	—	6	9	4	0	0
	100%	—	31.6%	47.4%	21.1%	0.0%	0.0%
高齢期	37	—	23	12	2	0	0
	100%	—	62.2%	32.4%	5.4%	0.0%	0.0%
高齢非前歴者	187	187	—	—	—	—	—
	100%	100%	—	—	—	—	—

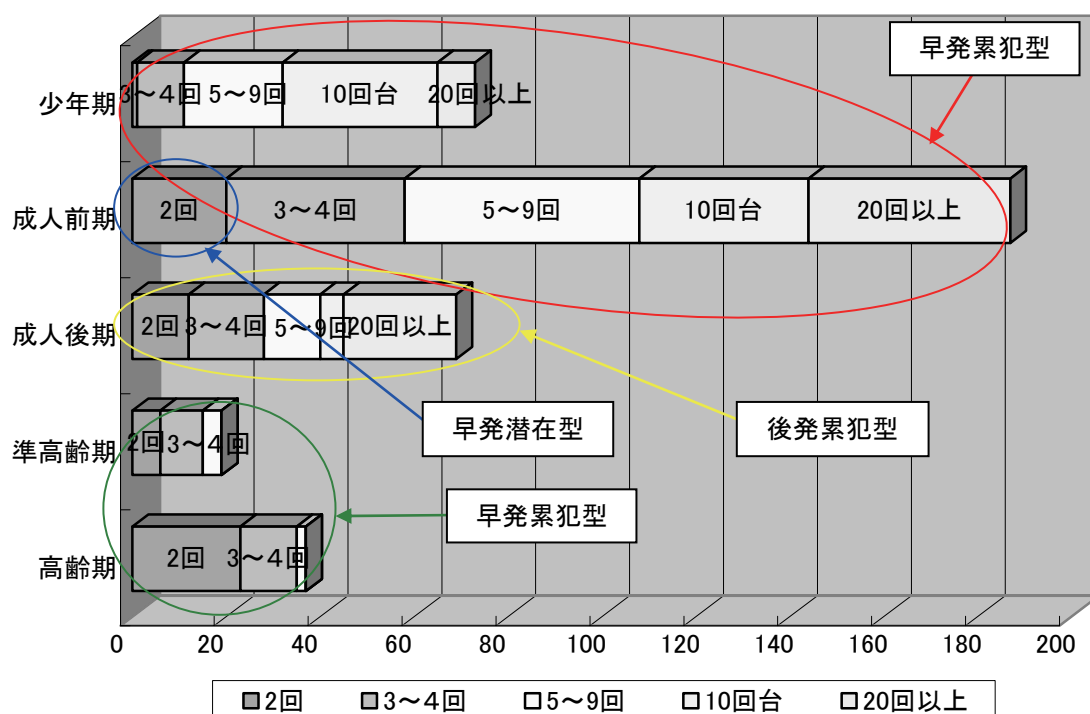
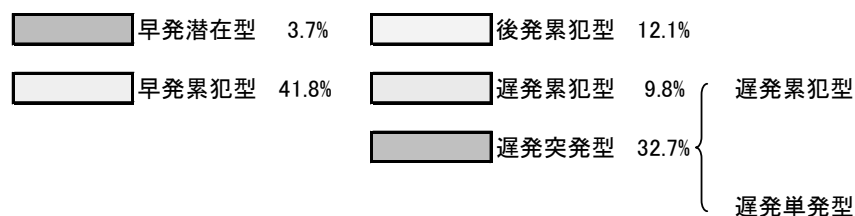


図 3-40 初犯検挙時年齢別の検挙回数（業務上過失致死傷）

	計	1回	2回	3～4回	5～9回	10回台	20回以上
高齢前歴者	131 100%	— —	73 55.7%	30 22.9%	19 14.5%	6 4.6%	3 2.3%
少年期	26 100%	— —	12 46.2%	4 15.4%	7 26.9%	3 11.5%	0 0.0%
成人前期	74 100%	— —	36 48.6%	21 28.4%	11 14.9%	3 4.1%	3 4.1%
成人後期	18 100%	— —	13 72.2%	4 22.2%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%
準高齢期	5 100%	— —	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
高齢期	8 100%	— —	7 87.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
高齢非前歴者	290 100%	290 100%	— —	— —	— —	— —	— —

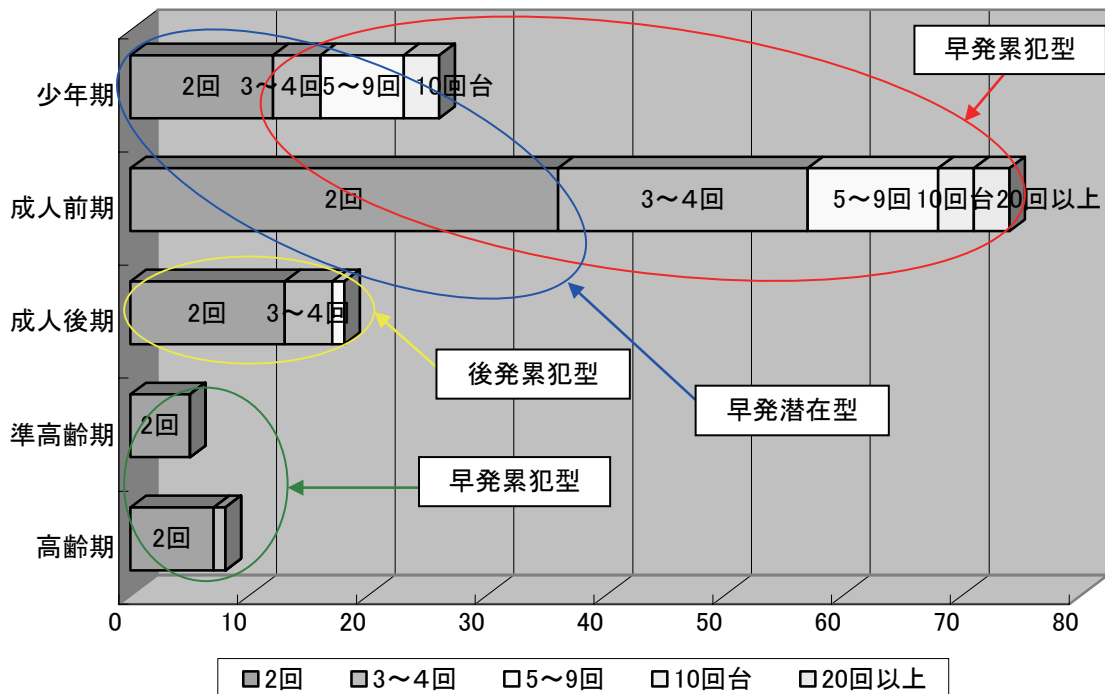
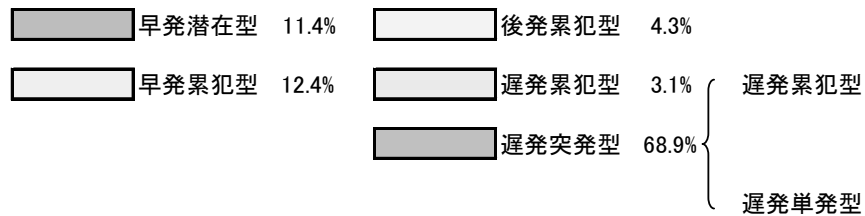


図3-41 高齢犯罪者の再犯類型

年齢層	少年期 20歳未満	成人前期		成人後期		(準高齢期) 60歳代	高齢期		構成比							
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代		60歳代	70歳代以降	総数	殺人	強盗	性犯	傷害 暴行	窃盗	詐欺	業過
遅発突発型								犯罪	53.8%	53.9%	23.6%	54.5%	46.8%	53.0%	32.7%	68.9%
遅発累犯型							犯罪・犯罪	犯罪	11.9%	4.9%	10.9%	8.1%	5.0%	15.8%	9.8%	3.1%
後発累犯型				犯罪・犯罪・犯罪・犯罪	犯罪・犯罪	犯罪	犯罪	犯罪	6.9%	1.0%	14.5%	9.8%	6.5%	7.3%	12.1%	4.3%
早発累犯型	犯罪	犯罪・犯罪・犯罪・犯罪・犯罪	犯罪	犯罪	犯罪	犯罪	犯罪	犯罪	20.7%	33.3%	45.5%	20.3%	33.0%	17.9%	41.8%	12.4%
早発潜在型		犯罪						犯罪	6.7%	6.9%	5.5%	7.3%	8.7%	5.9%	3.7%	11.4%

全体より極めて高い
 全体よりやや高い
 全体よりやや低い
 全体より極めて低い

(11) 処分回数

最終検挙時の罪名別に初犯検挙時から最終検挙時（処分未確定のものを除く）の処分別の平均回数を見たものが図 3-42 である。執行猶予を含め自由刑の回数が最も多いのが詐欺であり、これに殺人と強盗が続いている。高齢になってから詐欺や殺人、強盗を犯す者は、他の罪種と比べ、生涯に亘って多く自由刑を言い渡されている。傷害・暴行は、他の罪種と比べ、自由刑の回数も多いが、罰金の処分回数が多い。

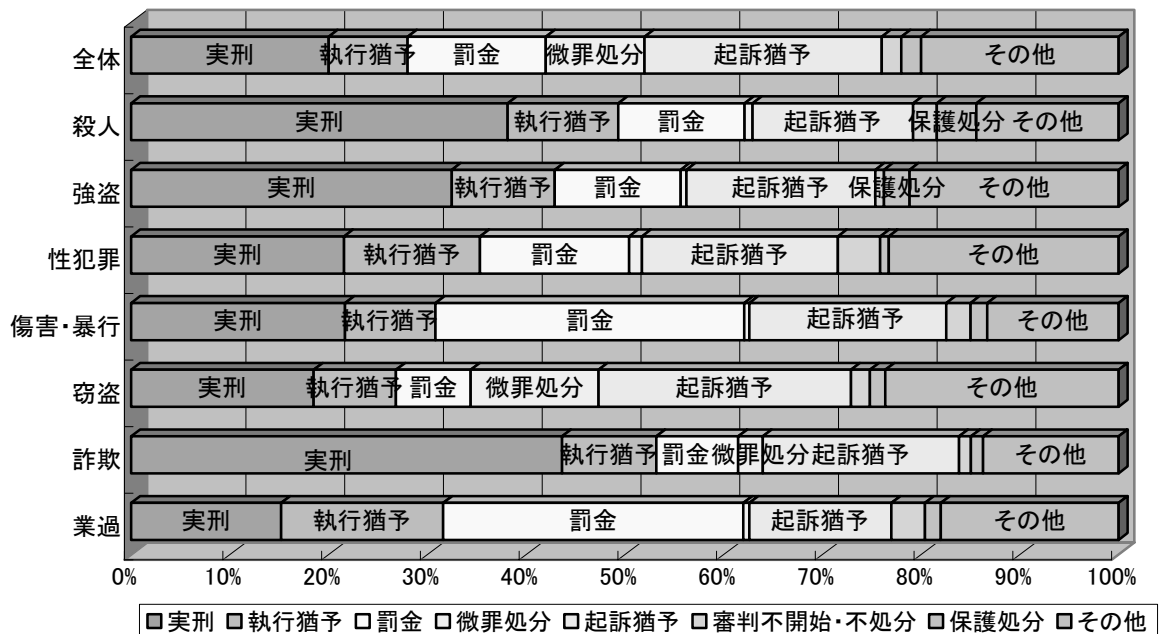
図 3-42 初犯検挙時から最終検挙時までの処分別平均回数

最終検挙時の 罪名	実数	自由刑 (実刑)	自由刑 (執行猶予)	罰金	微罪処分	起訴猶予	審判不開始・ 不処分	保護処分	その他
全 体	13,792	1.0	0.4	0.7	0.5	1.2	0.1	0.1	1.0
殺 人	47	3.0	0.9	1.0	0.1	1.3	0.2	0.3	1.1
強 盗	42	2.7	0.9	1.0	0.0	1.6	0.1	0.2	1.7
性 犯 罪	56	0.9	0.6	0.6	0.1	0.8	0.2	0.0	1.0
傷害・暴行	826	1.3	0.6	1.9	0.0	1.2	0.2	0.1	0.8
窃 盗	8,022	0.9	0.4	0.3	0.6	1.2	0.1	0.1	1.1
詐 欺	385	3.9	0.9	0.7	0.2	1.8	0.1	0.1	1.2
業過致死傷	131	0.6	0.6	1.2	0.0	0.5	0.1	0.1	0.7

プラスの傾向が
かなり強い

プラスの傾向が
やや強い

マイナスの傾向
が強い



第 4 章

高齢者犯罪の要因—全国実態調査（第 3 調査）

1 調査の目的と方法

高齢犯罪者の特性と再犯に関する分析調査の結果、高齢犯罪者の幾つかの特性が明らかになったが、高齢者犯罪への有効な対策を構築するためには、高齢者が犯罪に至る要因をより詳細に分析する必要がある。そこで、高齢者犯罪に関わる要因として、経済的要因や社会的要因といった高齢者を取り巻く環境的要因と、心理的要因、精神的要因、ライフ・スタイルという高齢者自身の人的要因についての指標を選び出し、実態調査を行うこととした。罪種によっては、被害者が犯行を囑託したり、誘発したりすることもあり得るため、被害者との関係や被害者の犯行への関与度など被害者側の事情に関わる指標についても調査項目とした。なお、高齢犯罪者のなかには、高齢に至る前から犯罪を繰り返す常習犯や職業的犯罪者も含まれることから、前歴や暴力団への所属歴などについても調査を行った。また、調査担当者が当該事件の犯行動機として最も相応しいものを表4-2に掲げたもののなかから一つを選択するかたちで犯行動機についても直接記入するかたちで調査している。

以上の調査項目をまとめたものが表4-1である。高齢犯罪者の世帯構成のように、それをライフ・スタイル的要因としてみることもできる場合もあれば、経済的要因として捉えることもできる場合もあり、当然ながら、一つの調査項目も複数の角度から考察することが可能であり、同じ調査項目が複数の要因のところに記載されているのはそのためである。

表4-1 高齢犯罪者の実態調査項目

犯罪の要因	調査項目
経済的要因	職業、世帯構成、家計のゆとり、所得・預貯金、生活保護・年金の受給状況、借入金の有無、居住状況
社会的要因（福祉的要因）	生活保護・年金の受給状況、居住状況（福祉施設・更生保護施設への入所）
心理的要因	同居人の有無・同居人との関係、要介護家族の有無、別世帯の子との接触度、同居人からの虐待の有無、同居人に対する暴力・虐待の有無、犯行後の自殺経験、共犯関係
精神的・身体的要因	健康状態、要介護の状況、精神障害の有無・入院歴、認知症の状態、アルコール依存と犯行時の摂取状況、不正薬物使用歴・薬物濫用の有無・犯行前の使用状況
ライフ・スタイル要因	職業、居住状況、世帯構成、同居人の数・同居人との関係、要介護家族の有無、婚姻歴、別世帯の子との接触度、犯行場所、在留資格
被害者側の要因	被害者との関係、被害者の関与度（同意・誘発等）、被害者の要介護度、共犯関係
職業的犯罪者・常習犯としての傾向	前科・前歴・処分歴、共犯関係、暴力団所属状況
地理的要因	人口規模、地域
その他	犯行動機（表4-2参照）、終局処分、身柄措置、被害弁済の有無

表 4-2 高齢犯罪者の犯行動機

犯行動機	
大分類	小分類
経済的困窮	経済的困窮
	債務返済
利欲	保険金目当て
	遊興費充当
	一時的盗用
	対象物自体の所有・消費目的
痴情・怨恨・憤怒	痴 情
	怨 恨
	憤 怒
精神的満足・依存	職業的犯罪
	性的欲求
	服従迎合
	遊び・好奇心・スリル
	自己顕示
疾病・飲酒	薬物の作用
	酩酊・酒乱
	精神障害
	認知症
精神的疲労	病 苦
	介護疲れ
	生活上の精神的疲労
	家庭内暴力への抵抗・不満
その他・不明	その他
	不 明

2 調査対象

高齢者による犯罪は、強姦や侵入盗など一部の罪種を除いた殆ど全ての犯罪で増加しているが、件数の多さや事件の重大性に鑑み、殺人、強盗、傷害、窃盗、詐欺、占有離脱物横領の6罪種を調査対象とした。

殺人と強盗については平成17年中に発生した65歳以上の者による事件全てを調査対象とし、窃盗と占有離脱物横領については、平成18年10月1日から10月31日までに検挙された65歳以上の者による事件について調査することとした。傷害と詐欺は、同じ理由から、やはり平成18年10月1日から10月31日までに検挙された65歳以上の者による事件について調査対象にすると同時に、一定の調査対象を確保するため、平成17年に発生した65歳以上の者による事件から無作為に抽出した事件をも対象に含めた。

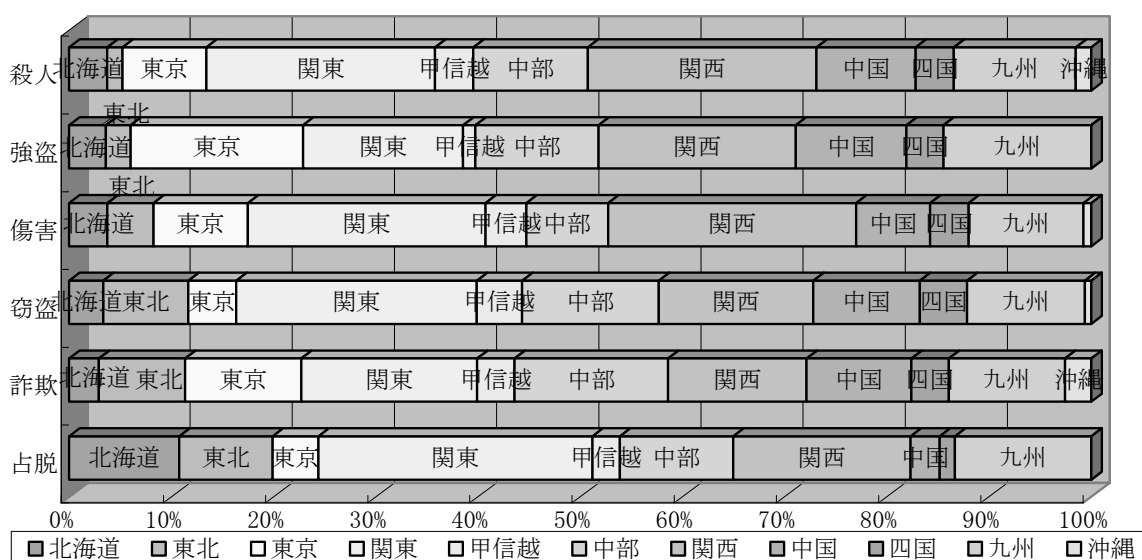
以上の基準に基づいて抽出した調査対象から、方法論的に問題のある僅かな標本を除いた総数3,478人を分析の対象とした。調査対象の内訳は表4-3の通りである。また、調査対象を地域別にみると図4-1のようになる。

表4-3 調査対象

(単位: 人)

総数	殺人	強盗	傷害	窃盗	詐欺	占脱
3,478	134	83	400	1,920	273	668

図4-1 地域別調査対象数



3 対象者の属性

(1) 性別・年齢

調査対象者の性別は、図 4-2 の通りである。窃盗以外の罪種では男性が 9 割前後を占めているのに対し、窃盗は女性が半数近くを占めているのが特徴である。

年齢構成を見ると、最も年齢層が高いのが窃盗であり、70 代のみならず、80 代の者も多く見られる（図 4-3）。反対に年齢層が低く、70 歳未満が多いのが強盗と傷害である。殺人はこれと異なり、70 歳未満の比率が低く、70 代、80 代の割合が相対的に高くなっている。

図 4-2 対象者の性別

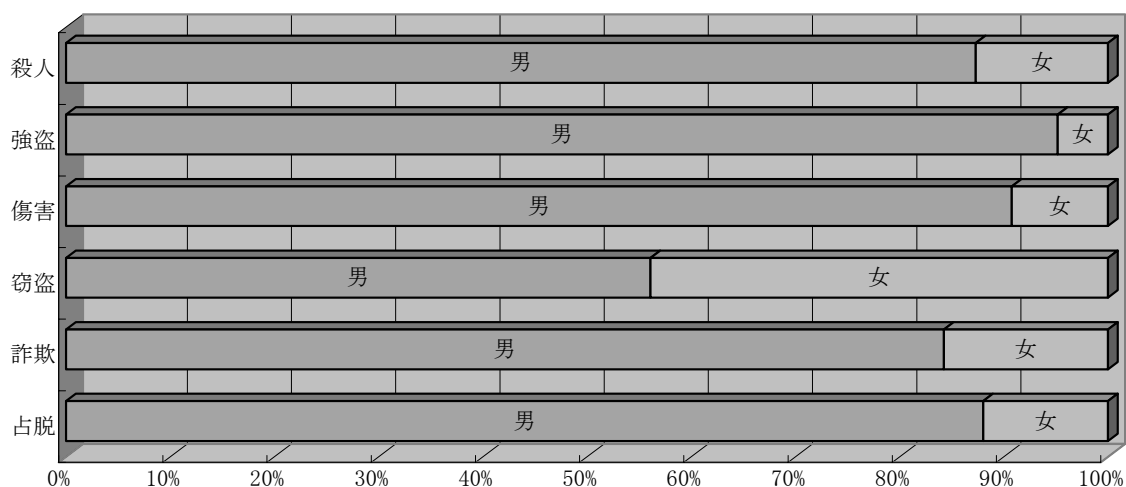
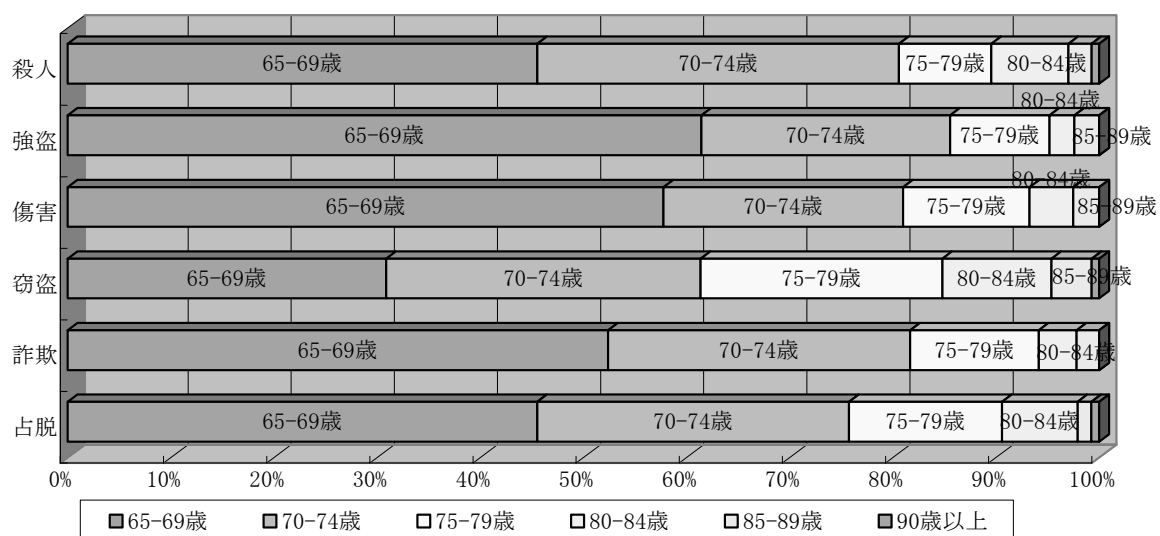


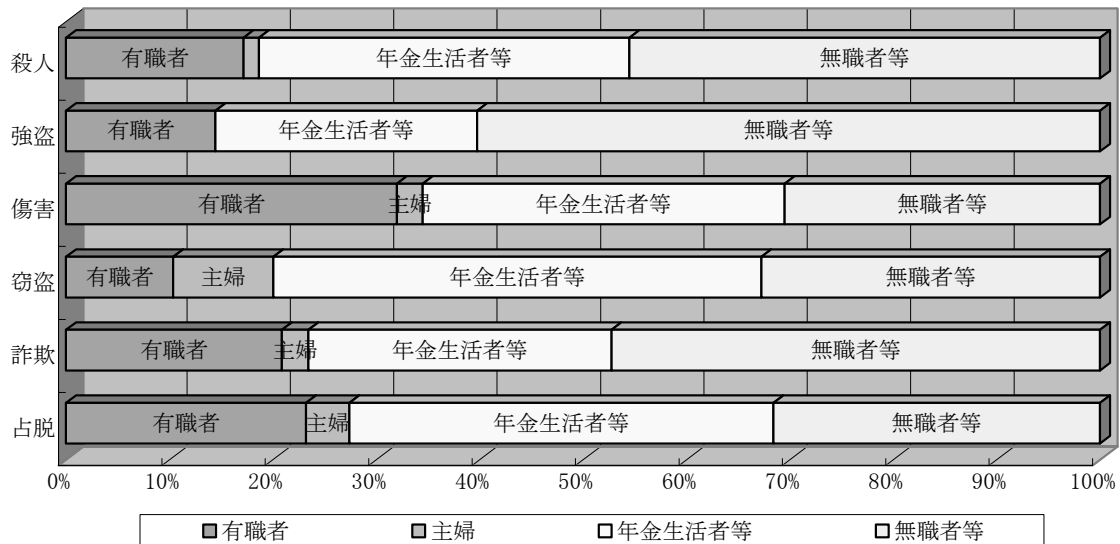
図 4-3 対象者の年齢



(2) 就業状況（職業）

高齢者の就業率では強盗と窃盗で低い。強盗では、被雇用者や自営業者などを含めた有職者は 14.5%に過ぎず、仕事も年金等もない失業者・無職者の割合は 60.2%に及ぶ（図 4-4）。因みに、日本における男性 65 歳から 69 歳の就業率は 49.5%である¹²。窃盗は有職者が少ないが、主婦と年金生活者等が多い。殺人と詐欺についても、無職者の割合がやや高くなっている。

図 4-4 対象者の職業



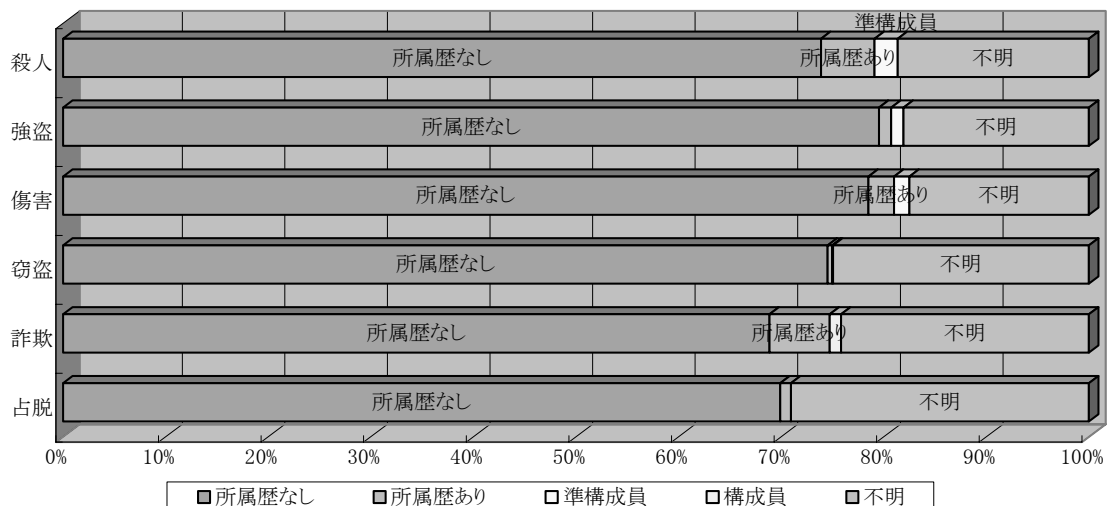
(3) 国籍（在留資格）

来日外国人や定住者のほか、永住者や特別永住者の在留資格を有する者の割合は低く、最も高い傷害でも 2.5%である。

(4) 暴力団への所属状況

どの罪種についても暴力団に一度も所属した経験がない者が多数を占めている。しかし、殺人については、準構成員である者が 2.2%おり、暴力団への所属歴がある者 5.2%と合わせると、7.5%が暴力団と関係があるか、あった者ということになる（図 4-5）。詐欺も、構成員と暴力団への所属歴がある者を合わせて 7.0%が暴力団とつながりがある。

図 4-5 暴力団への所属状況

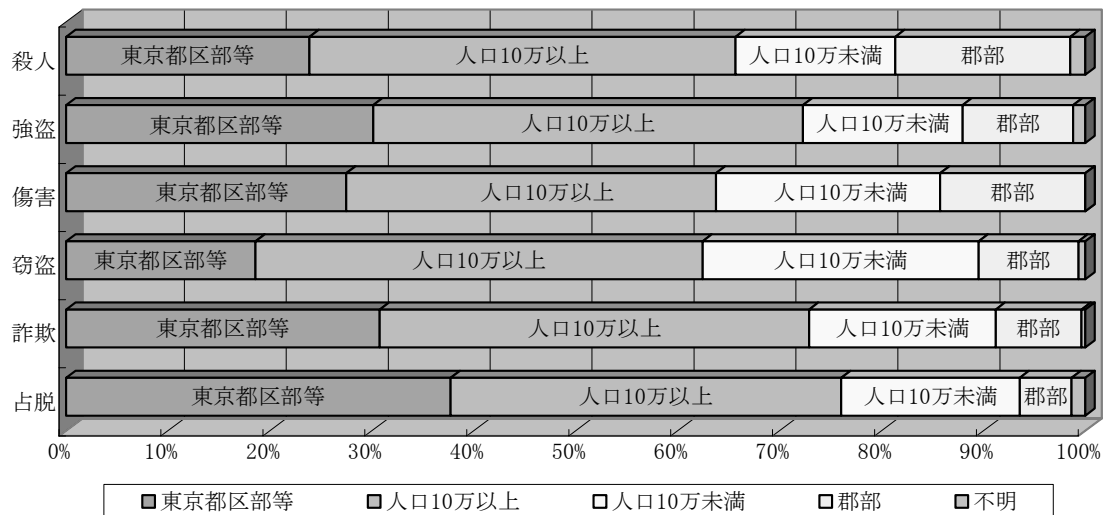


4 事件の態様

(1) 犯行地の人口規模

どの罪種も6割以上が東京都区部・政令指定都市又は人口10万人以上の都市で発生しているが、殺人（17.2%）、強盗（10.8%）、傷害（14.2%）については郡部でも発生している（図4-6）。

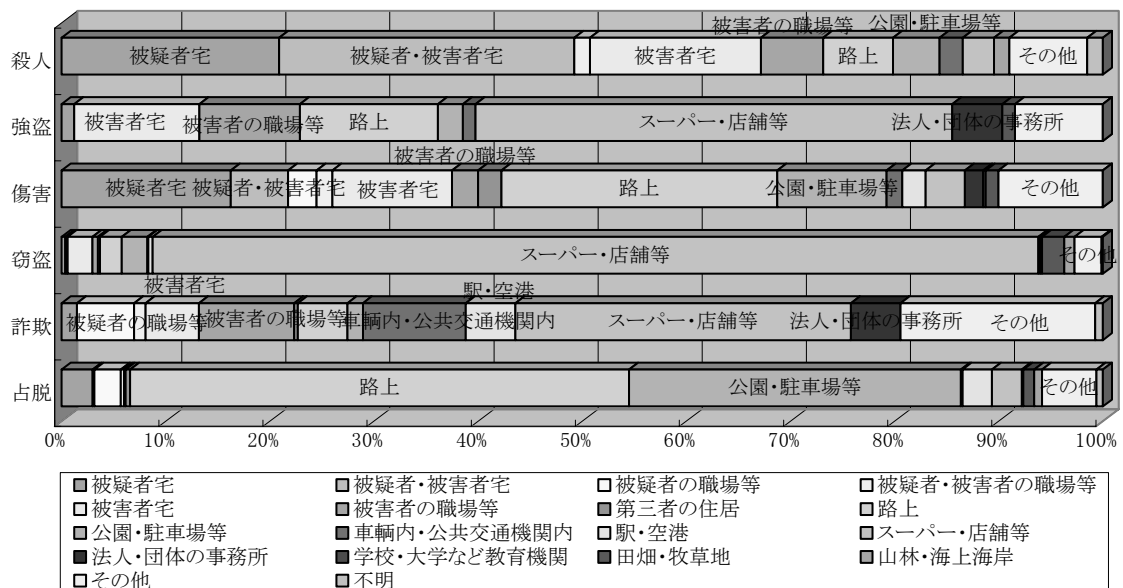
図4-6 犯行地の人口規模



(2) 主たる犯行場所

殺人の場合、20.9%が被疑者宅で、また28.4%が被疑者と被害者にとっての自宅で犯行が行われており、高齢者殺人の約半数近くが家族を含め被害者と被疑者が密接な関係を有する間で発生していることがわかる（図4-7）。

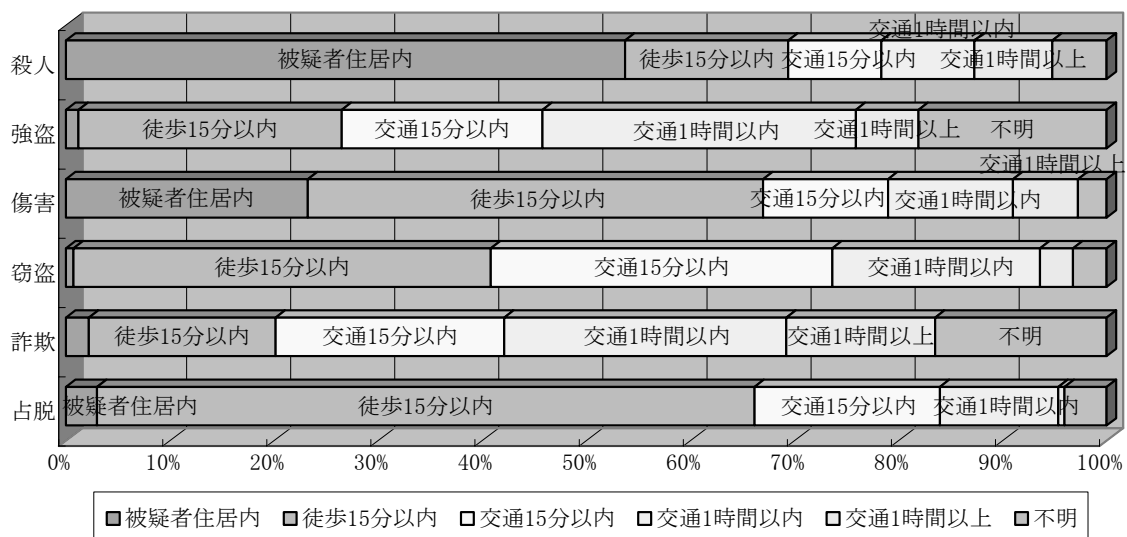
図4-7 主たる犯行場所



(3) 被疑者の自宅から犯行場所までの距離

犯行場所と被疑者の自宅との距離は、高齢犯罪者の機動性を図る一つの指標となる。殺人と傷害は被害者と親族など密接な関係がある場合が一定数占めることから、被疑者宅での犯行が多くなっているのは除くとして、占有離脱物横領と窃盗は自宅から徒歩 15 分以内での犯行が 63.2%と 40.1%に及び、交通機関を利用して 15 分以内での犯行を合わせると、それぞれ 81.0%と 52.1%に達しており、被疑者の日常生活圏での犯行となっている(図 4-8)。窃盗の場合、近所のスーパーや店舗での万引きが相当数占めていることが関係しているものと思われる。しかし、その一方で、窃盗についても、交通機関を利用して(15 分以上)1 時間以内や更には 1 時間以上というやや遠隔地での犯行も 20%以上見られることから、高齢者の機動性ととも、犯行の計画性・常習性も疑われる。強盗や詐欺などについては、こうしたやや遠隔地における犯行の割合が更に高くなっている。

図 4-8 被疑者の自宅から犯行場所までの距離



(4) 犯行方法

殺人では、刺傷が 54.5%，絞首・溺水が 26.1%，殴打 6.7%となっており、銃器による事件はなく、毒物や薬物を用いたものも 2.2%と少ない。傷害は、殴打が 67.8%を占める。

(5) 共犯関係

6 罪種のうち共犯率が最も高いのが詐欺であり、17.6%において共犯関係が見られる(図 4-9)。殺人、強盗、傷害において共犯がいる場合は 5 %程度である。

共犯の数が少ないため厳密な分析は困難であるが、共犯の年齢を見ると、強盗を除き、共犯も 65 歳以上の高齢の者が多くなっている(図 4-10)。これに対し、強盗と傷害については、30 代から 40 代の共犯も多くなっている。

図 4-9 共犯の有無

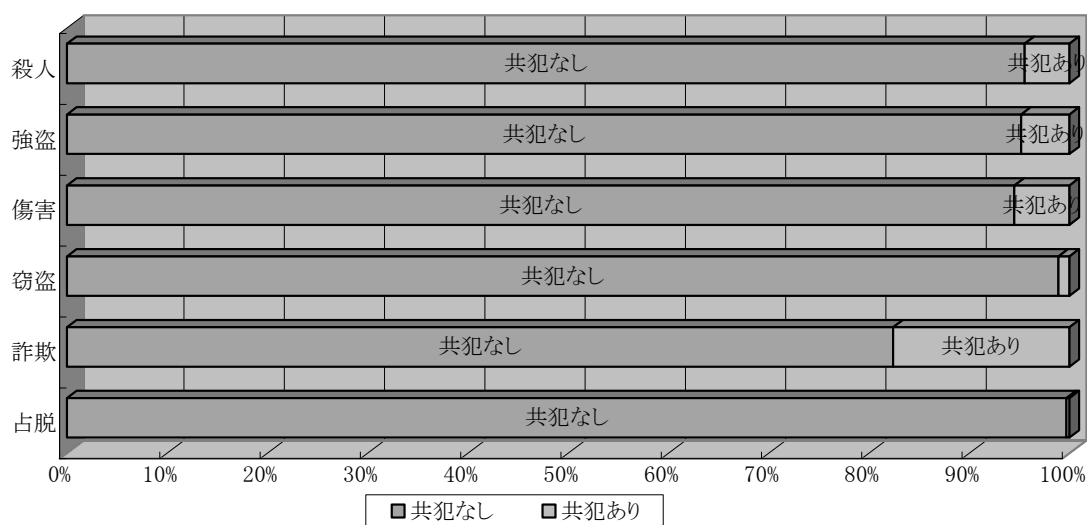
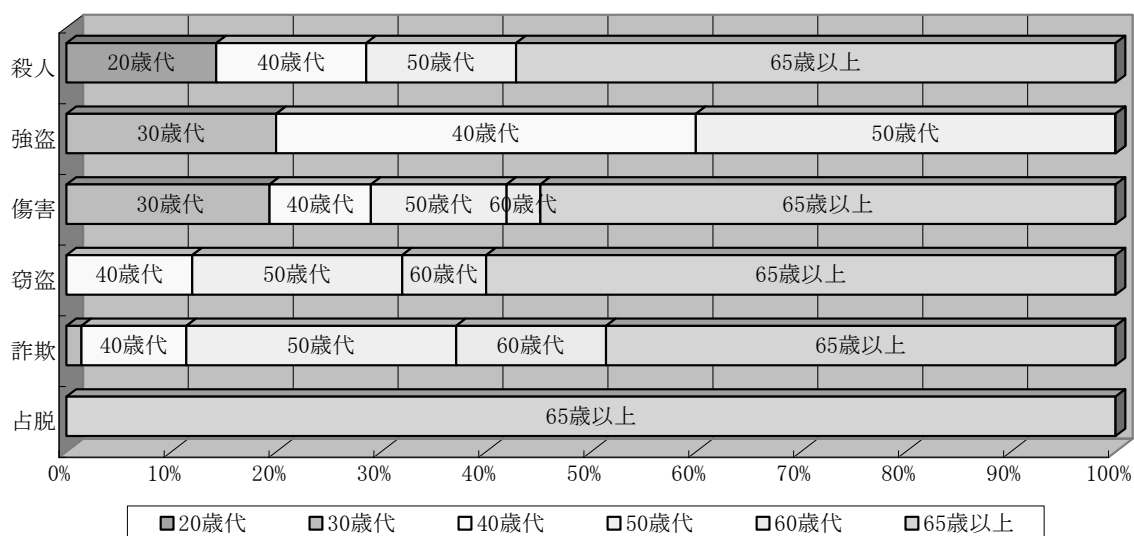


図 4-10 共犯の年齢



共犯との関係では、どの罪種も6割前後は知人・友人であるが、殺人については兄弟姉妹が共犯であるものが33.3%、傷害と窃盗については実子や配偶者が共犯である場合が20%前後ある（図4-11）。

被疑者と共犯でどちらが犯行の主導権をとっていたかについては、詐欺についてやや共犯が主導的であった割合が高いことを除くと、共犯が主導的である場合は20%前後であり、高齢被疑者が主導的に犯行を行っている（図4-12）。

図 4-11 共犯との関係

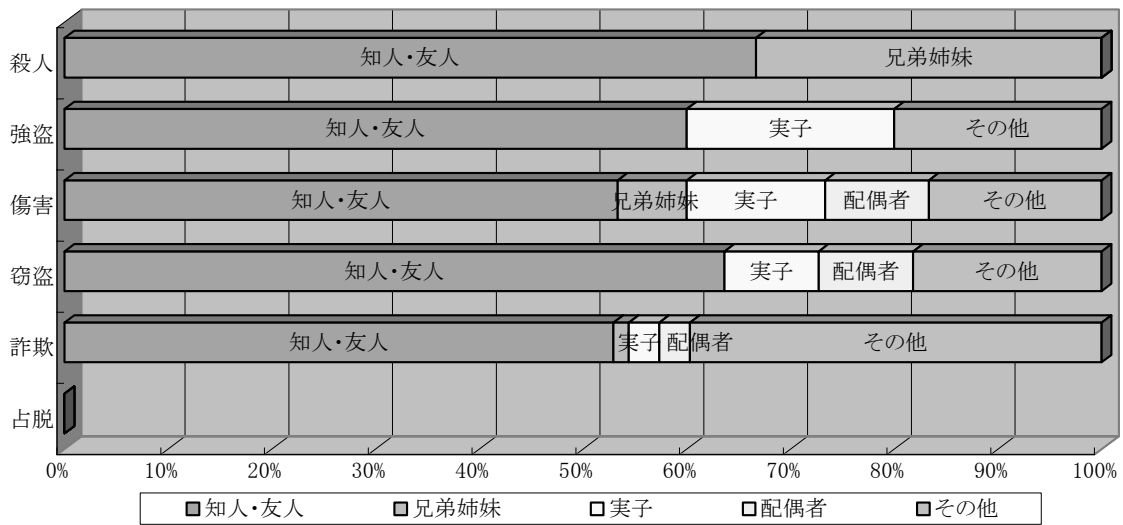
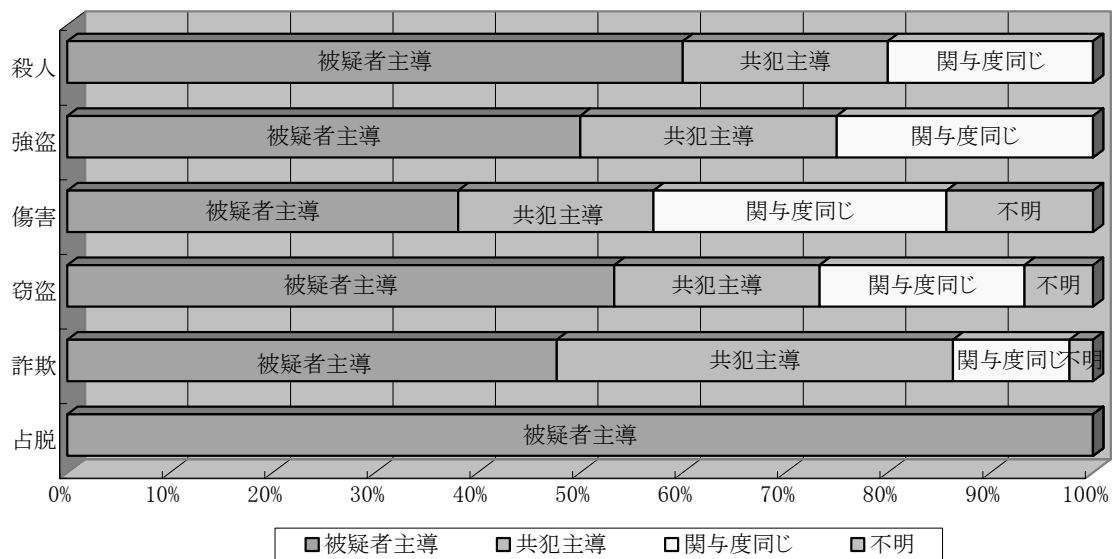


図 4-12 犯行の主導性



5 事件の処分

(1) 前歴・前科

前歴がある者の割合が高いのが強盗（68.7%）と詐欺（55.7%）である（図 4-13）。前科の数でも両者は 10 犯以上が 18.1%と 15.8%と高い割合となっている（図 4-14）。また、殺人や傷害でも、40%台の者に前科・前歴がある。

図 4-13 前歴の有無

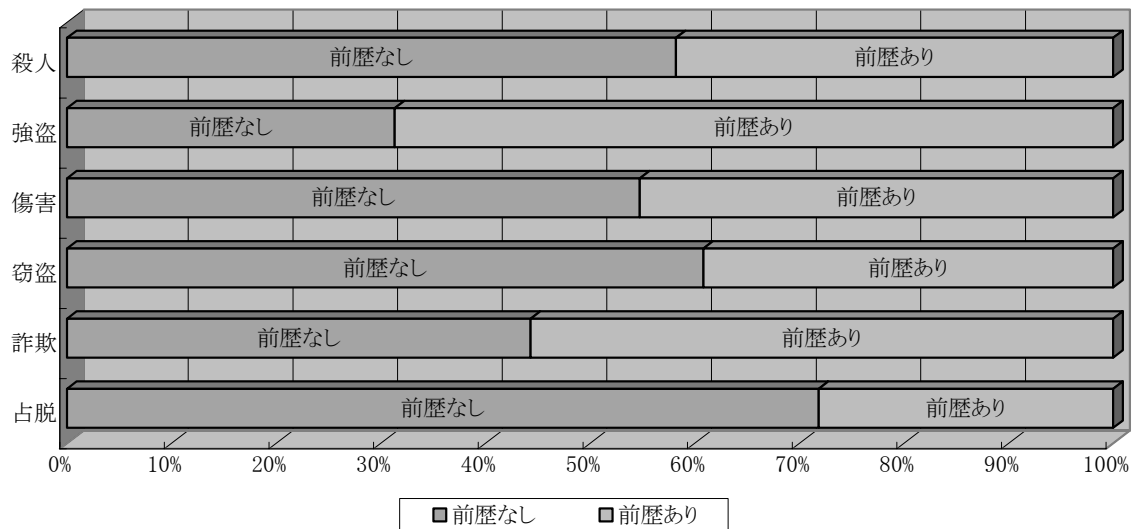
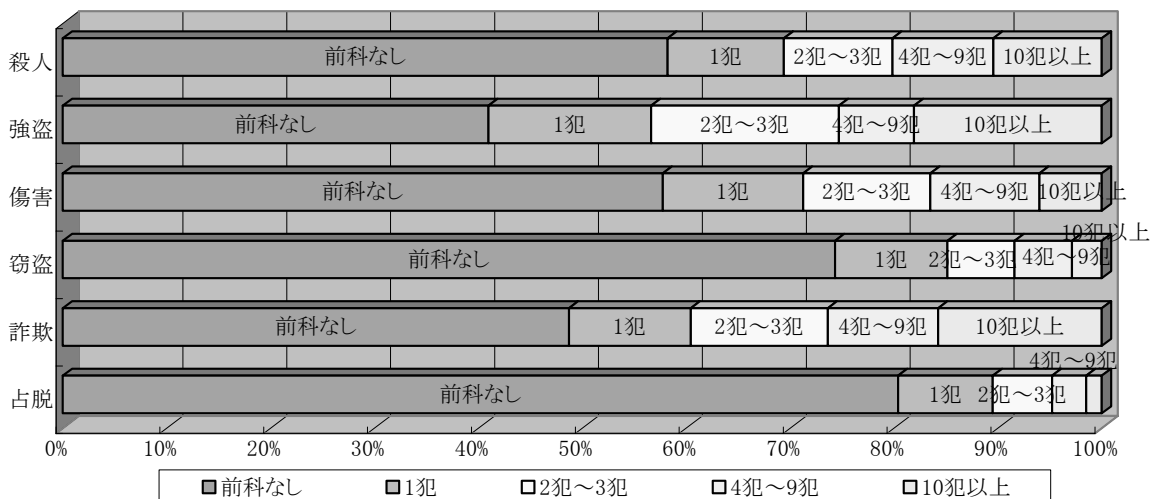


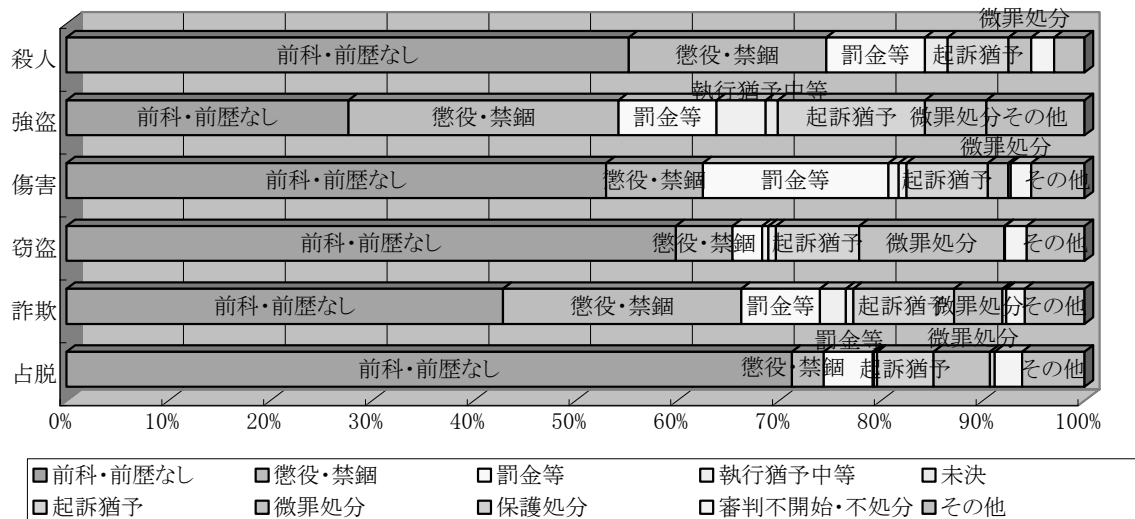
図 4-14 前科の状況



(2) 前回の処分

殺人、強盗、詐欺では、前回、懲役・禁錮を受けている者の割合がそれぞれ、19.4%、26.5%、23.4%と他の罪種に比べ相対的に高くなっている（図 4-15）。一方、本件が殺人や強盗という重大犯罪を行った者のうち前回、起訴猶予や微罪処分などのダイバージョン的な処分を受けている者が一定数（殺人では 8.2%，強盗で 20.5%）いる。

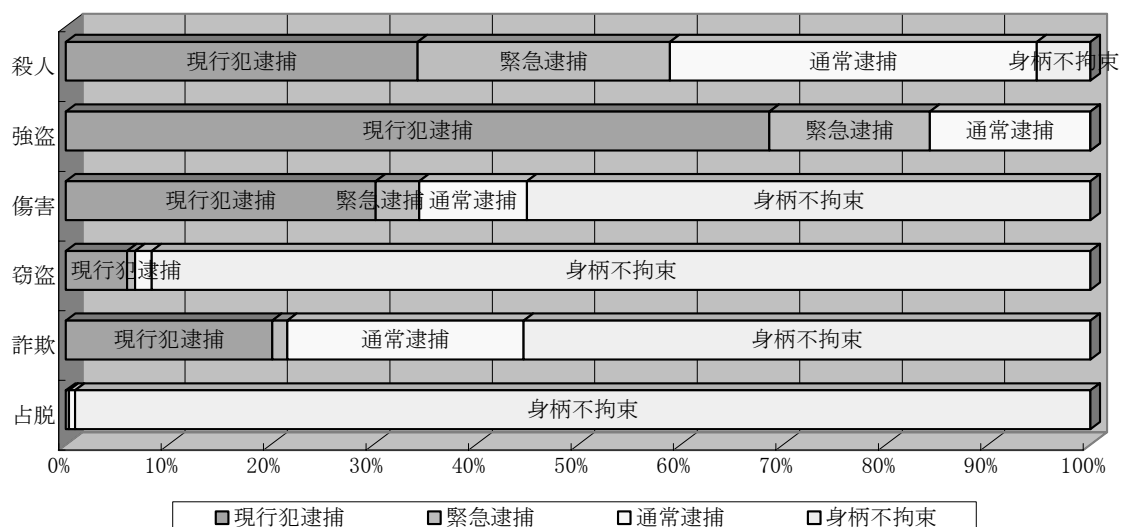
図 4-15 前回の処分



(3) 身柄拘束の有無

殺人や強盗は重大犯罪だけあって大半が逮捕されているが、傷害や詐欺では身柄拘束を受けていない者が半数以上おり、窃盗と占有離脱物横領では大半が身柄不拘束となっている（図 4-16）。なお、強盗では現行犯逮捕が大半を占めている。

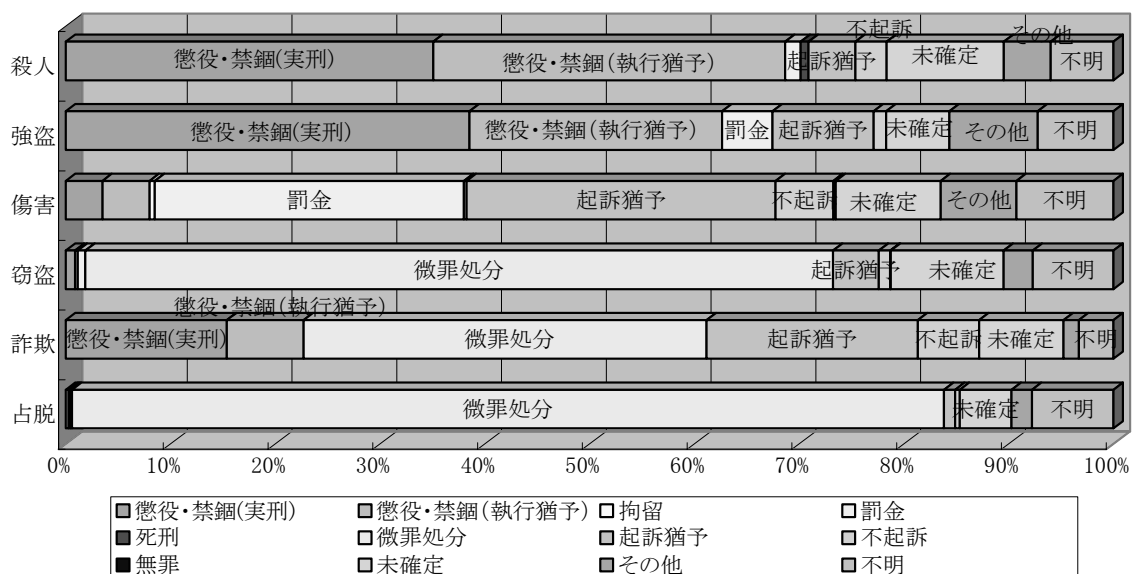
図 4-16 身柄拘束の有無



(4) 本件の終局処分

殺人と強盗では、懲役又は禁錮の実刑が 30%台後半を占めるが、執行猶予もそれぞれ 33.6%と 24.1%となっている（図 4-17）。公判中の事件もあるため容易に比較はできないが、我が国の第一審の裁判における殺人と強盗に対する執行猶予率は 17.8%と 12.6%であるため¹³、高齢者の場合、執行猶予率が高くなっていることがわかる。傷害は、罰金と起訴猶予がともに 30%を占めている。窃盗と占有離脱物横領は微罪処分が多数を占める。詐欺も微罪処分が 38.5%と最も多く、起訴猶予の 20.1%がこれに続くが、懲役又は禁錮の実刑が 15.4%と少なくないのが特徴である。

図 4-17 事件の終局処分



(5) 犯行動機と終局処分

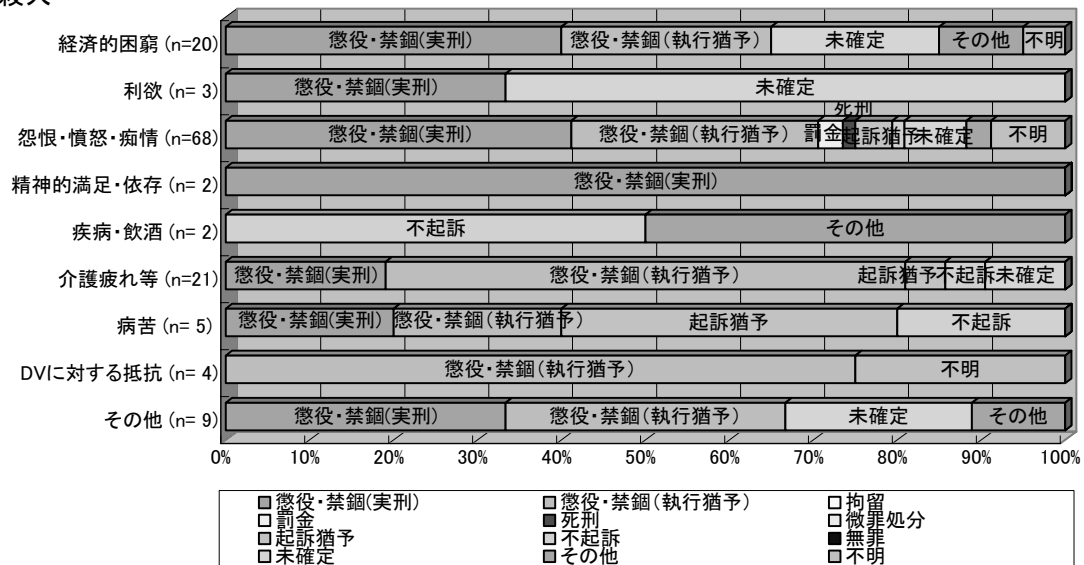
犯行動機の違いが終局処分の差にどのように表れているかを見るため、罪種別に犯行動機と終局処分の分析を行った。犯行動機は、表 4-2 で示したように、大きく、経済的困窮、利欲、怨恨・憤怒・痴情、精神的満足・依存、疾病・飲酒、精神的疲労、その他に大別するが、殺人については更に細かく分析するために、精神的疲労を、介護疲れ等、病苦、DV への抵抗・不満に細分して分析を行った。

殺人の場合、犯行動機として圧倒的に多い怨恨・憤怒・痴情の場合に懲役の実刑が 41.2%、執行猶予が 29.4%となっているのに対し、DV への抵抗・不満の場合や介護疲れ・生活上の精神的疲労の場合は執行猶予が高くなっており、病苦の場合は、起訴猶予や不起訴の割合が高い（図 4-18）。しかし、経済的困窮を理由とする殺人では、懲役の実刑や執行猶予の割合が怨恨・憤怒・痴情の場合と近い。

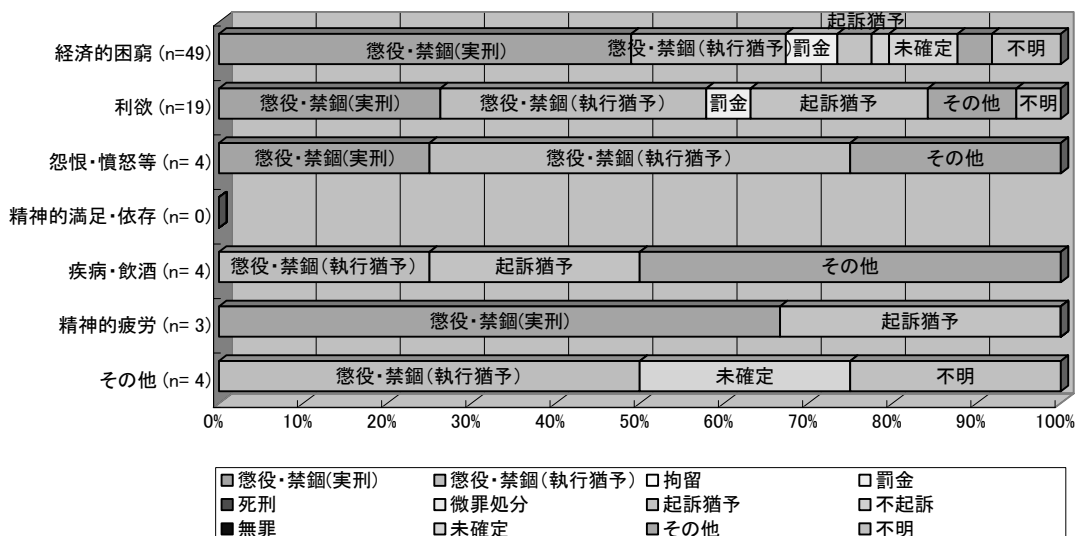
強盗と詐欺は、経済的困窮と利欲が犯行動機の 80%以上を占めるが、利欲犯より経済的困窮の方が懲役の実刑の割合が高い。窃盗と占有離脱物横領については犯行動機が殆ど利欲に集中しているため、分析に馴染まなかった。

図 4-18 犯行動機と終局処分

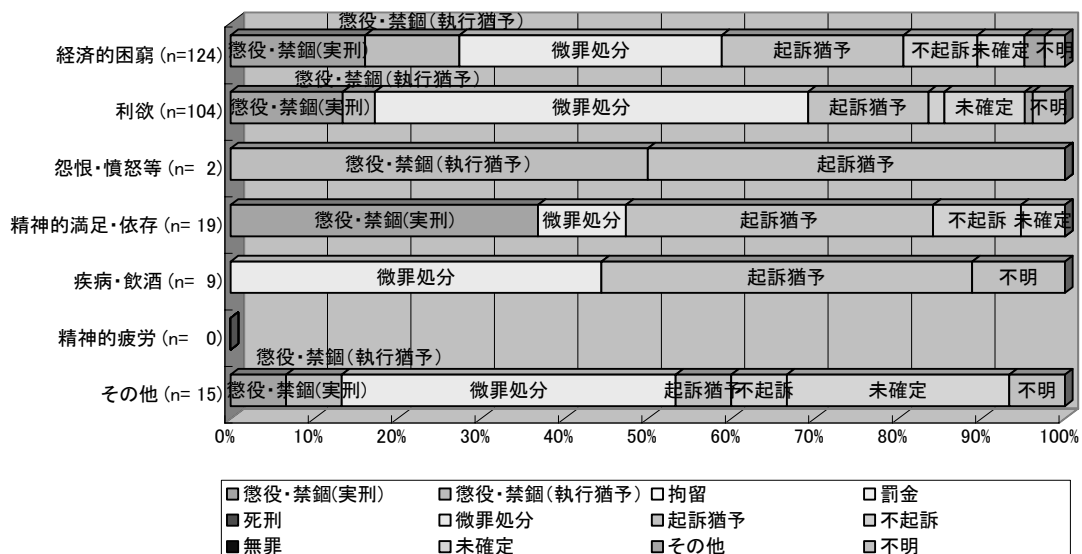
殺人



強盗



詐欺

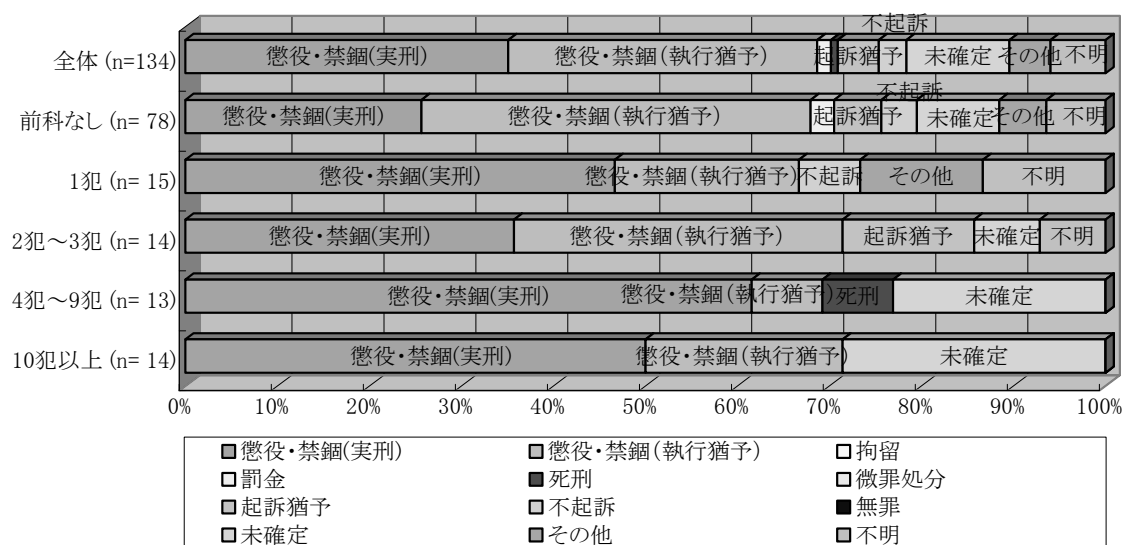


(6) 前科と終局処分

前科の回数別に終局処分の内容を見た場合、どの罪種も前科が多くなるほど処分が重くなり、懲役・禁錮の実刑の割合が高くなるものの、多数前科者の場合も依然として執行猶予や起訴猶予、微罪処分などダイバージョンや罰金の適用者が一定数いるということがわかる（図 4-19）。殺人であれば、前科 10 犯以上の者が高齢で殺人を行っても、執行猶予の者が 21.4%いるし、強盗でも 4 犯～9 犯の者であれば執行猶予が 33.3%いる。窃盗でも、4 犯～9 犯で 28.3%，10 犯以上でも 27.3%が微罪処分となっている。詐欺も、起訴猶予を含めれば、似たような傾向を示す。

図 4-19 前科と終局処分

殺人



強盗

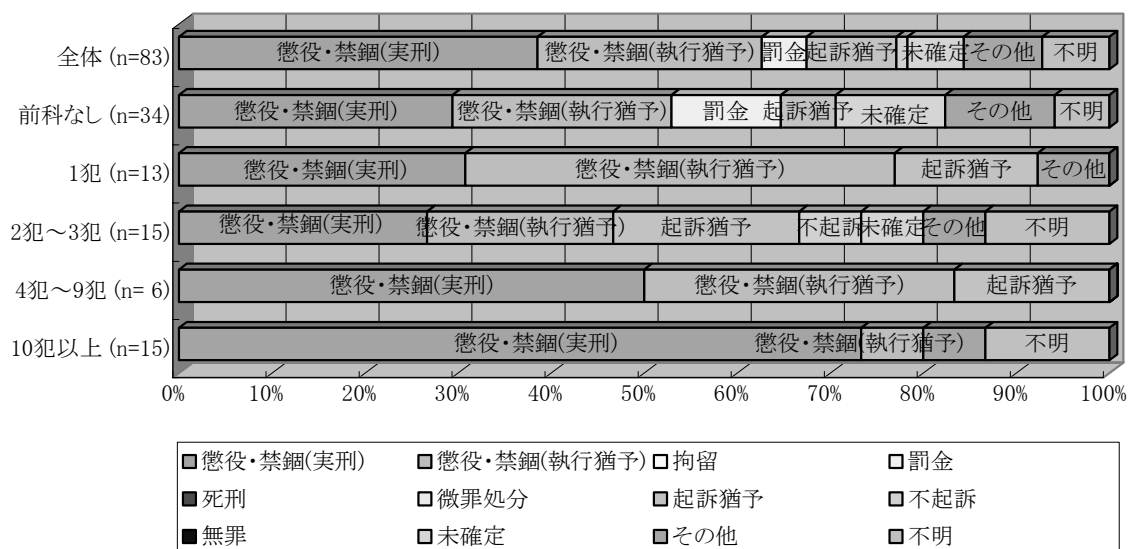
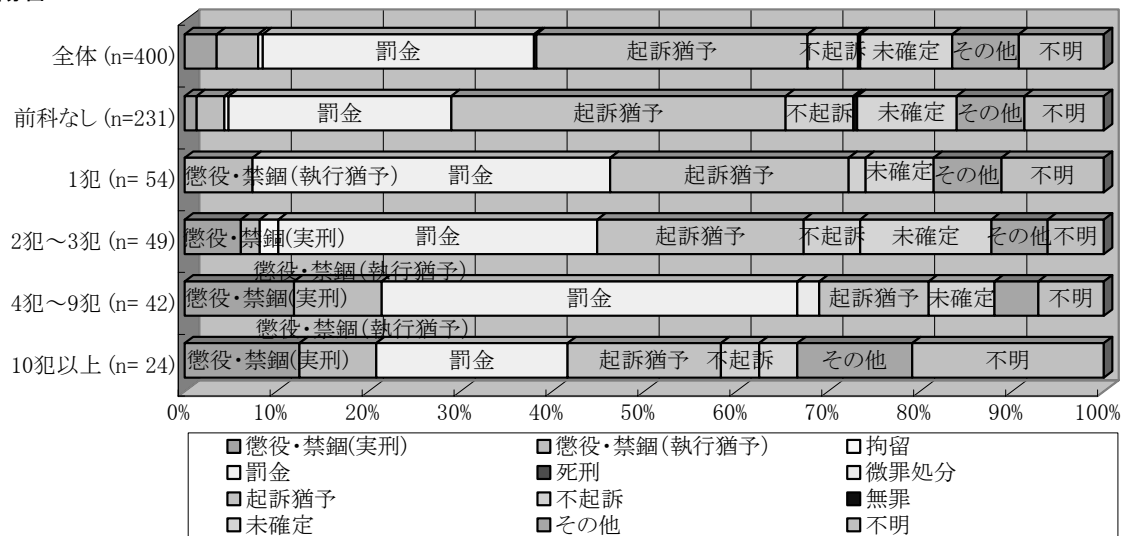
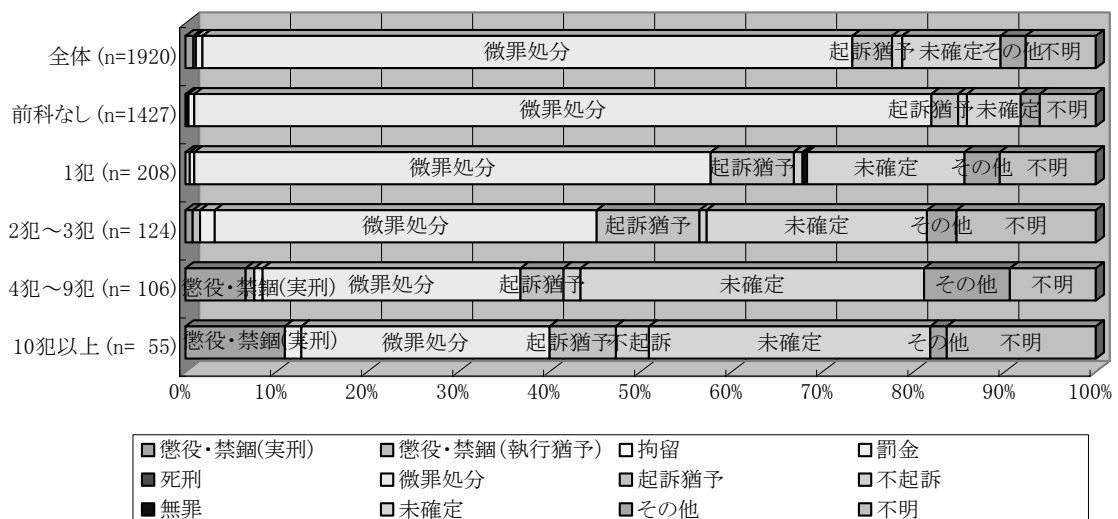


図 4-19 前科と終局処分（続き）

傷害



窃盗



詐欺

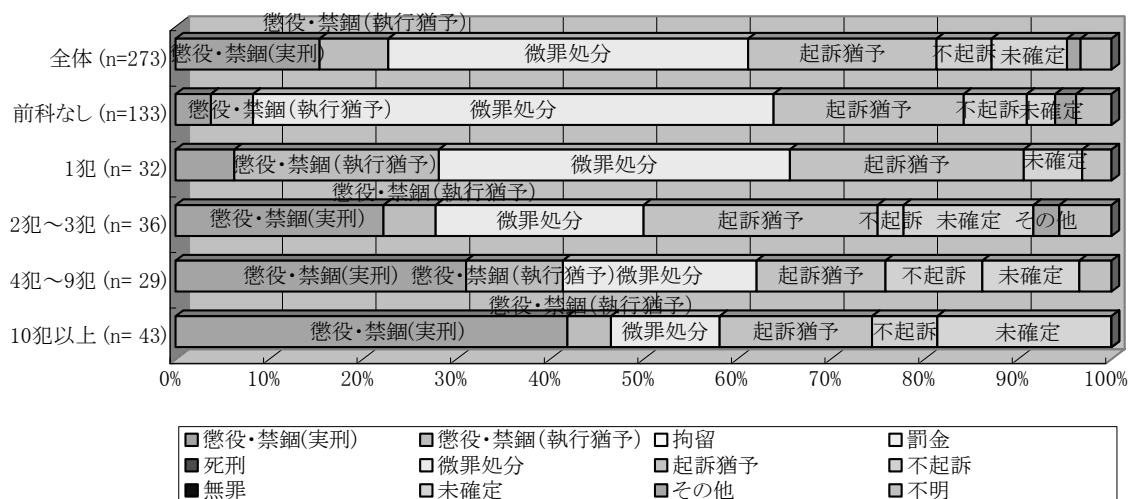
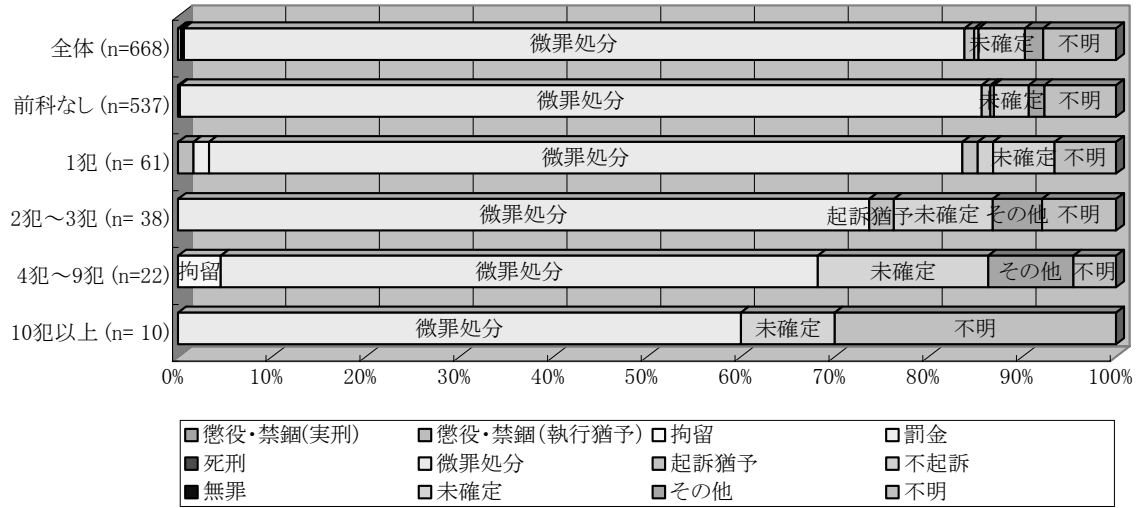


図 4-19 前科と終局処分（続き）

占有離脱物横領

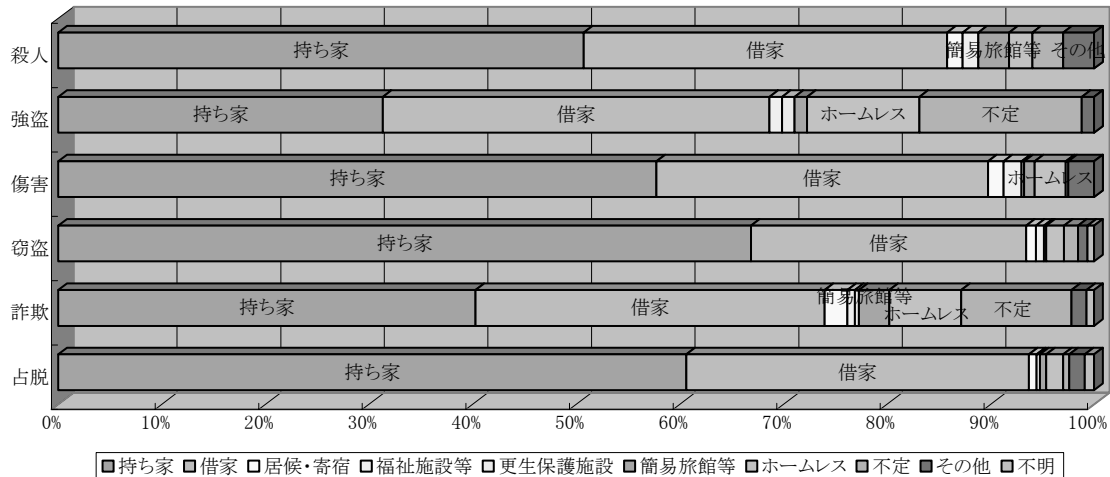


6 経済状態

(1) 犯行時の住居

総務省の調査によれば我が国の高齢単身世帯における持ち家率は65.0%，高齢夫婦世帯であれば更に高い84.9%となっているが¹⁴，強盗と詐欺については持ち家率がそれぞれ31.3%，40.3%と低く，ホームレス・路上生活や住所不定，簡易旅館での生活者が相対的に多い（図4-20）。逆に窃盗（66.9%）と占有離脱物横領（60.6%），傷害（57.7%）は持ち家率が高い。

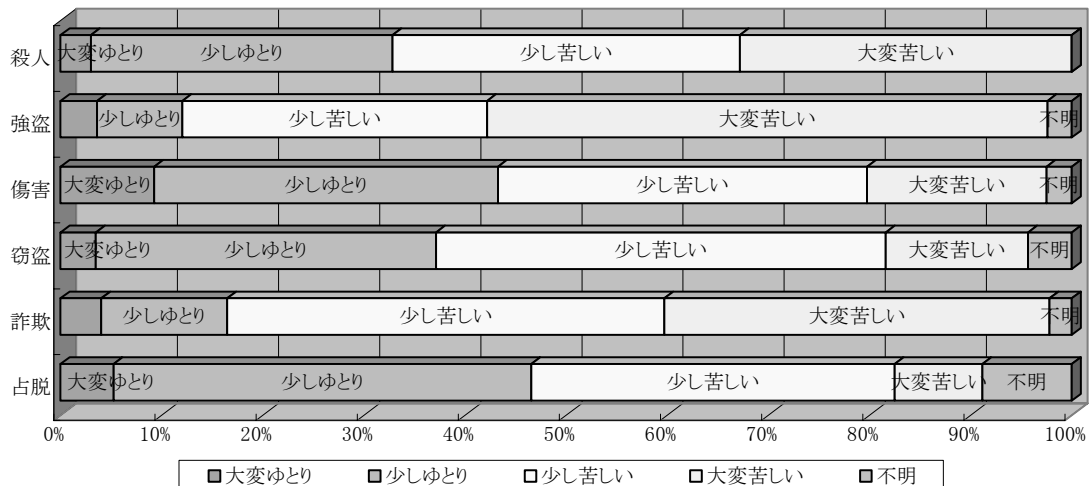
図4-20 犯行時の住居



(2) 家計のゆとり

家計のゆとりを「大変ゆとりがある」から「大変苦しい」までの4段階に分けて調べたところ（定義は巻末資料参照），「大変苦しい」と「少し苦しい」を併せた割合が最も高いのが強盗で85.5%に達し，これに詐欺（81.3%）が続いている。厚生労働省の調査によれば，我が国の高齢者世帯の家計で「大変苦しい」と「やや苦しい」を併せた割合は55.9%であり¹⁵，窃盗，傷害，占有離脱物横領では54.3%，58.5%，44.5%が「大変苦しい」又は「少し苦しい」としていることから，ほぼ一般の高齢者と同じであると考えられる（図4-21）。

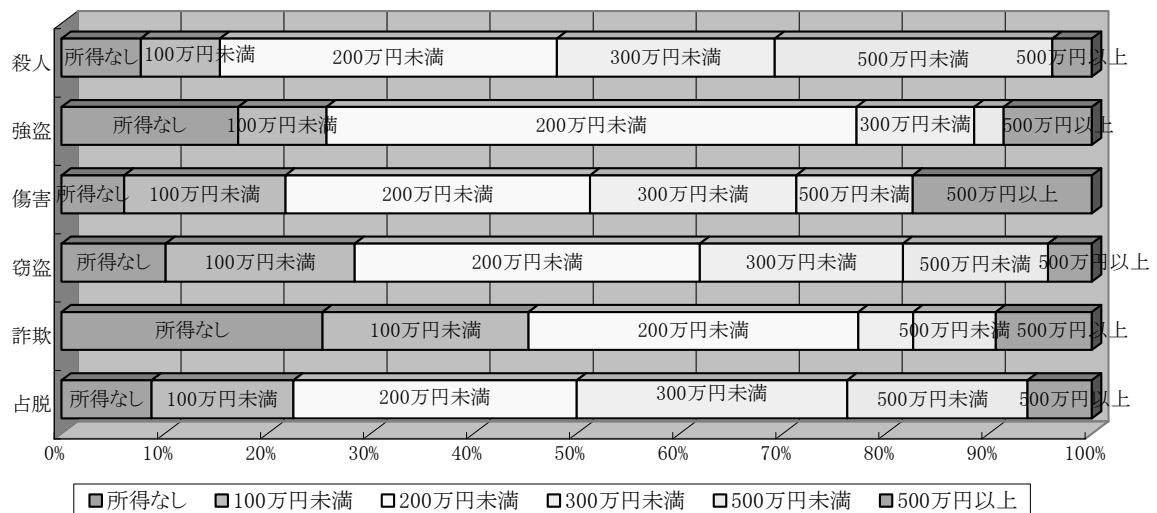
図4-21 家計のゆとり



(3) 年収

年収が把握可能な者は限られているが、それでも年収のわかる者についてその平均値を見ると、殺人 210 万円、強盗 175 万円、傷害 464 万円、窃盗 193 万円、詐欺 168 万円、占有離脱物横領で 211 万円となる（図 4-22）。我が国における高齢者世帯の平均所得金額は 302 万円であるから¹⁶、傷害を除いたどの罪種も我が国の高齢者の平均所得よりも低く、特に詐欺と強盗で最も低くなっている。

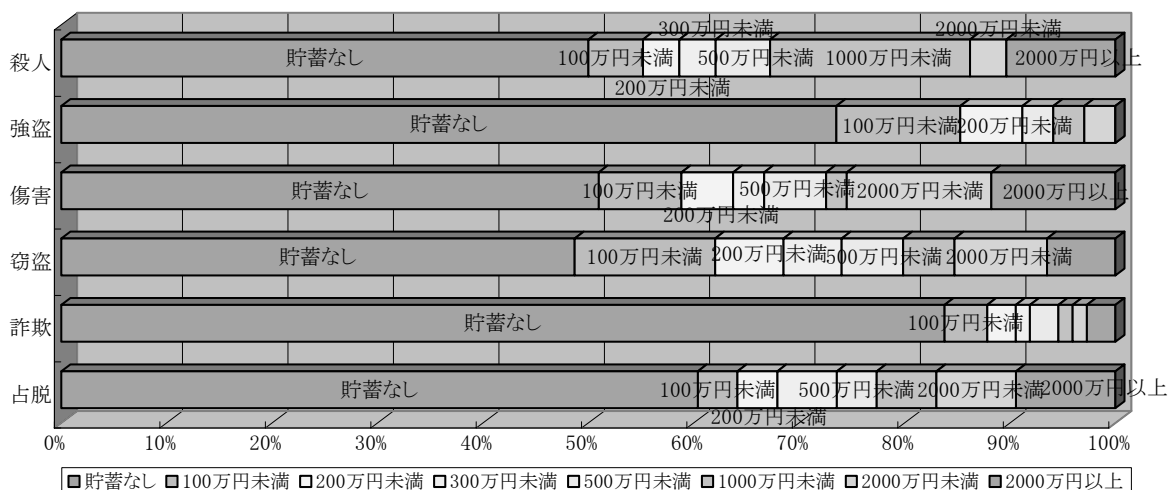
図 4-22 年収



(4) 貯蓄額

貯蓄額が把握可能な者は限られているが、調査可能であった者の貯蓄額の平均値を見ると、殺人 463 万円、強盗 63 万円、傷害 742 万円、窃盗 347 万円、詐欺 90 万円、占有離脱物横領で 371 万円となる（図 4-23）。年収とほぼ同じ傾向を見て取ることができる。

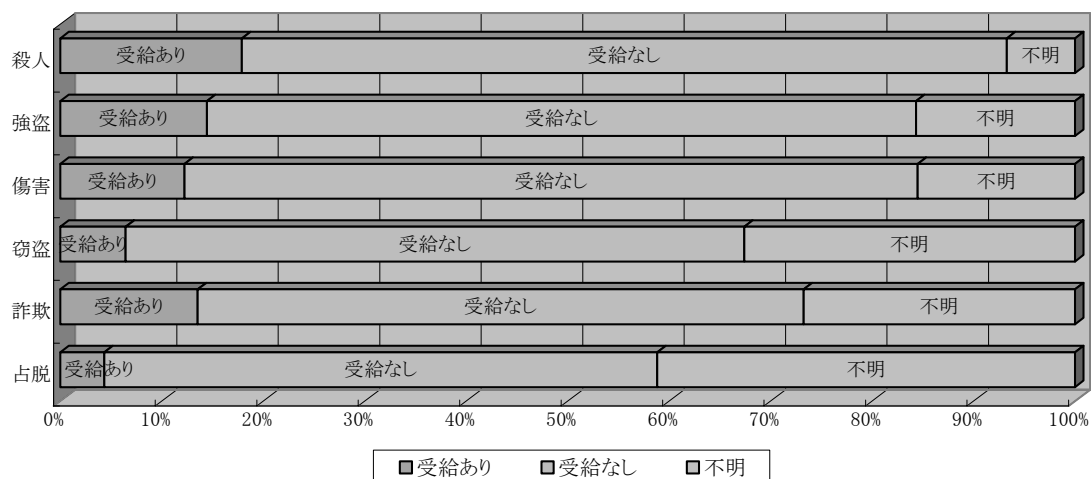
図 4-23 貯蓄額



(5) 生活保護の受給状況

生活保護を受給している者の割合は、窃盗（6.5%）と占有離脱物横領（4.3%）が相対的に低く、殺人（17.9%）、強盗（14.5%）、詐欺（13.6%）、傷害（12.3%）では受給率が高い（図 4-24）。我が国の高齢者世帯における生活保護率は 1,000 世帯あたり 56.0 世帯である。人員と世帯数で一概に比較できないが、一般の高齢者世帯の生活保護率が 100 世帯あたりにすると 5.6 世帯であるとする、殺人、強盗、詐欺、傷害の生活保護受給率が高いと考えられる。

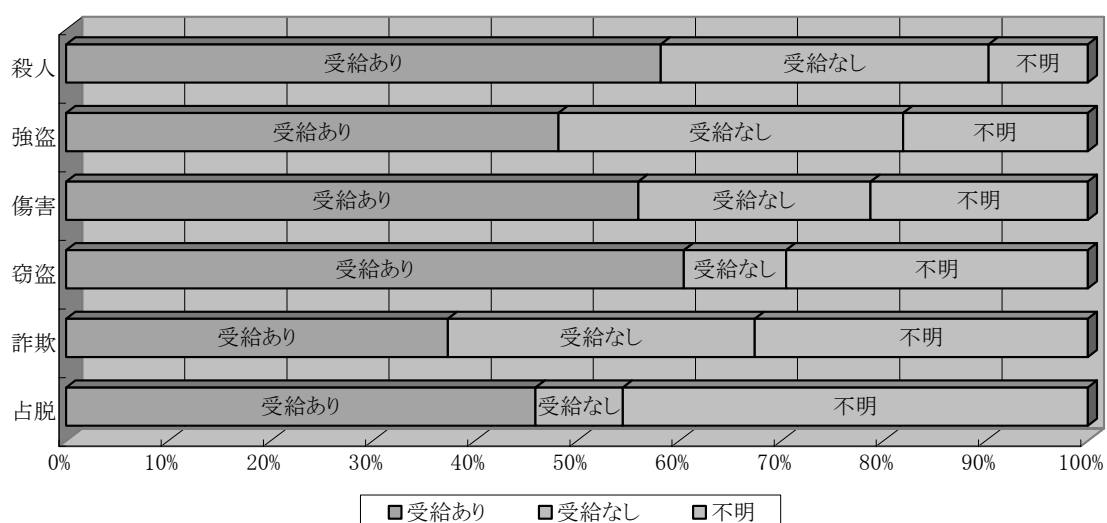
図 4-24 生活保護の受給状況



(6) 年金の受給状況

年金の受給状況は不明の件数が多く、罪種間の比較が難しいが、不明の件数が近い強盗と傷害を比較すると、強盗でやや受給率が低いことが推測される（図 4-25）。

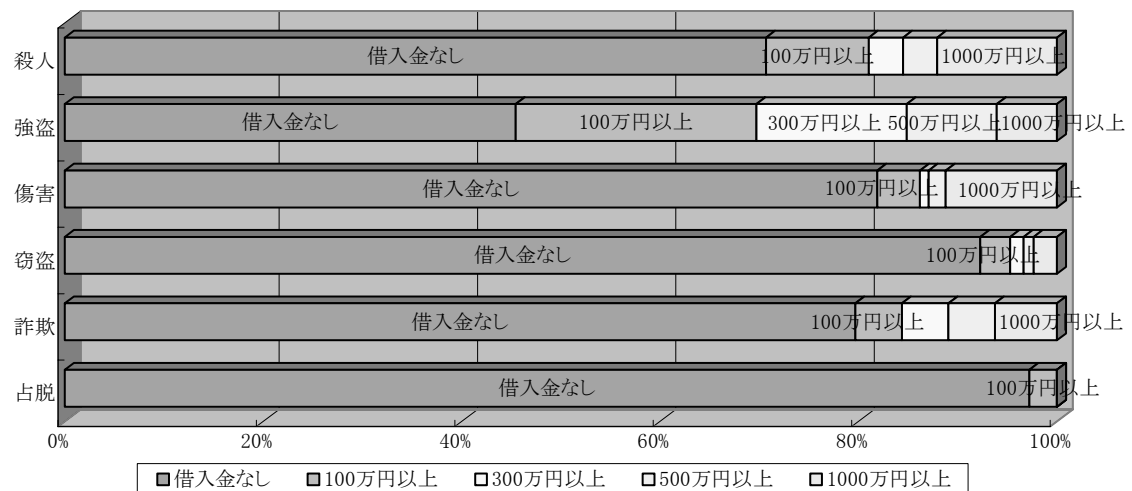
図 4-25 年金の受給状況



(7) 借入金の状況

借入金の平均値は、殺人（420 万円）、強盗（262 万円）、傷害（458 万円）、窃盗（136 万円）、詐欺（261 万円）、占有離脱物横領（6 万円）となっている。殺人と傷害の借入金額が高いが、これは住宅や事業での借入も考えられ、借入金の有無でみるとむしろ強盗で借入金のある者の割合が高い(図 4-26)。

図 4-26 借入金の状況

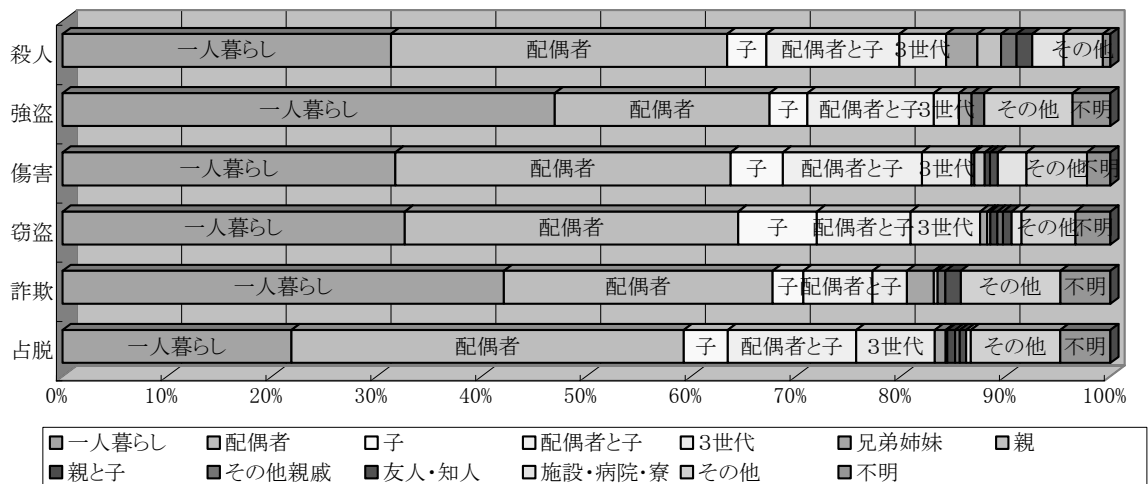


7 家族関係

(1) 同居人の構成と数

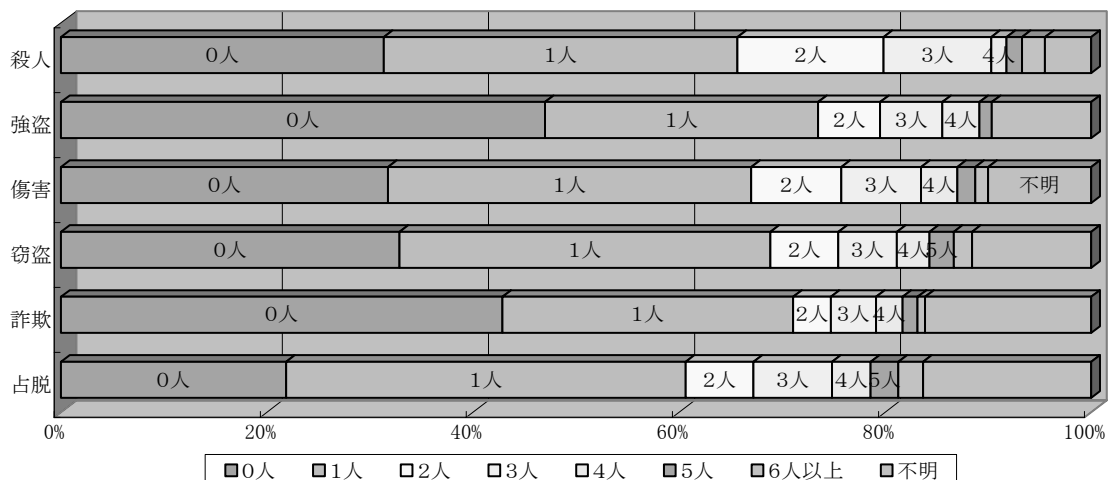
強盗と詐欺で一人暮らしの割合が高く（47.0%と 42.1%），占有離脱物横領で最も低い（21.9%）（図 4-27）。殺人，傷害，窃盗はその間で一人暮らしが 32%前後であるが，我が国の 65 歳以上の高齢者のいる世帯の家族構成で一人暮らしが 22.4%であることを考えると¹⁷，高齢犯罪者は全般的に一人暮らしの割合が高い。配偶者のみの夫婦世帯の割合は，全国平均で 29.5%で，殺人（32.1%），傷害（32.0%），窃盗（31.8%）はこれに近いが，強盗（20.5%）と詐欺（25.6%）で少なく，占有離脱物横領（37.4%）で多い。

図 4-27 同居人の構成



同居人の数（本人は含まない）は，1.2 人から 1.4 人の間であるが，強盗と詐欺はそれぞれ 0.9 人と 0.8 人であり，1 人を下回っている（図 4-28）。

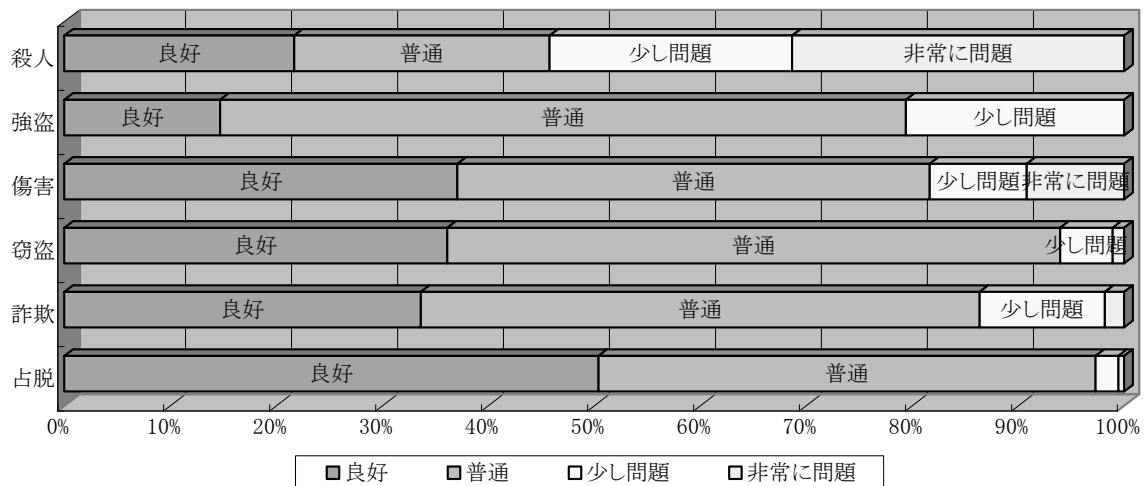
図 4-28 同居人の数



(2) 同居人との関係

殺人の場合が同居人との関係に問題が多い（図 4-29）。これは殺人の被害者が親族である場合が多いこととも関係していると思われる。

図 4-29 同居人との関係



注：不明の場合を除く。

(3) 子との接触頻度

子との接触頻度を見ると、子どものいない者のほか、子との接触が殆どない者が殺人、強盗、詐欺で20%以上となっている（図 4-30）。政府の他の調査と比較するため、このデータから子と同居している者、子がいない者、不明者を除いて集計すると、子との接触が殆どない者の割合は、殺人 42.6%，強盗 63.3%，傷害 38.8%，窃盗 36.8%，詐欺 59.6%となり、日本の平均 2.6%¹⁸より高率となっている（図 4-31）。

図 4-30 子との接触頻度

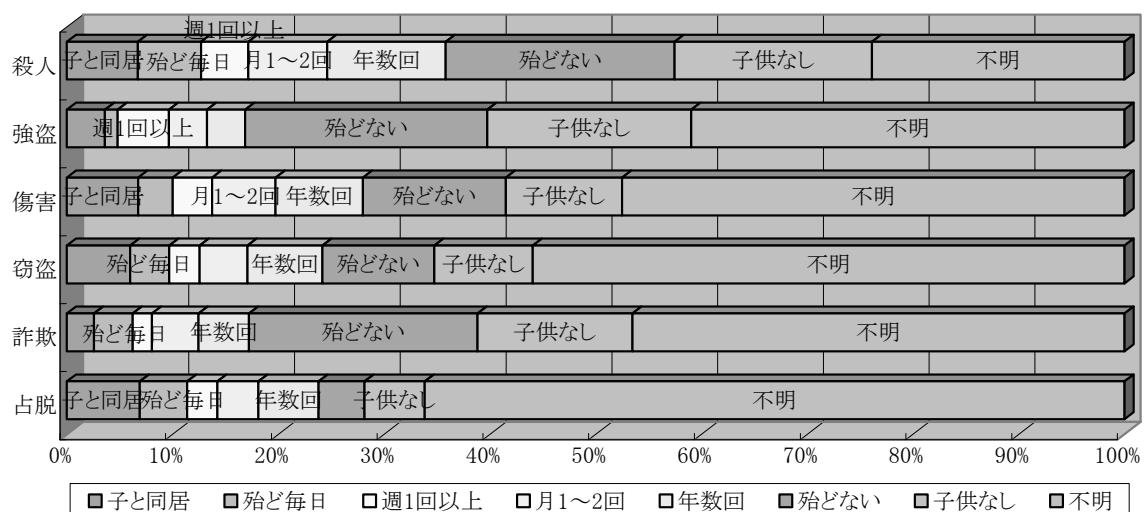
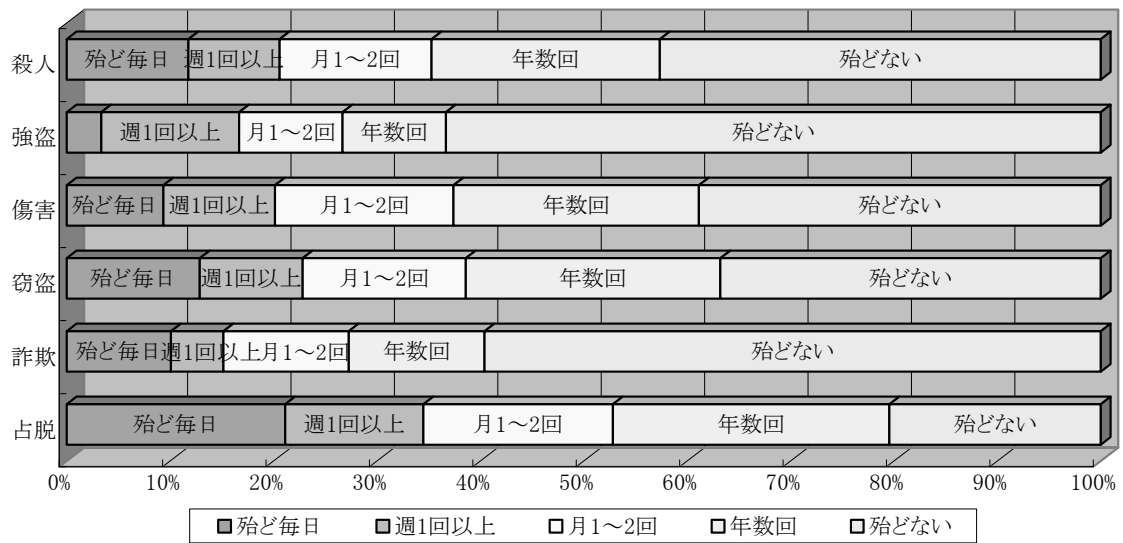


図 4-31 別居している子との接触頻度

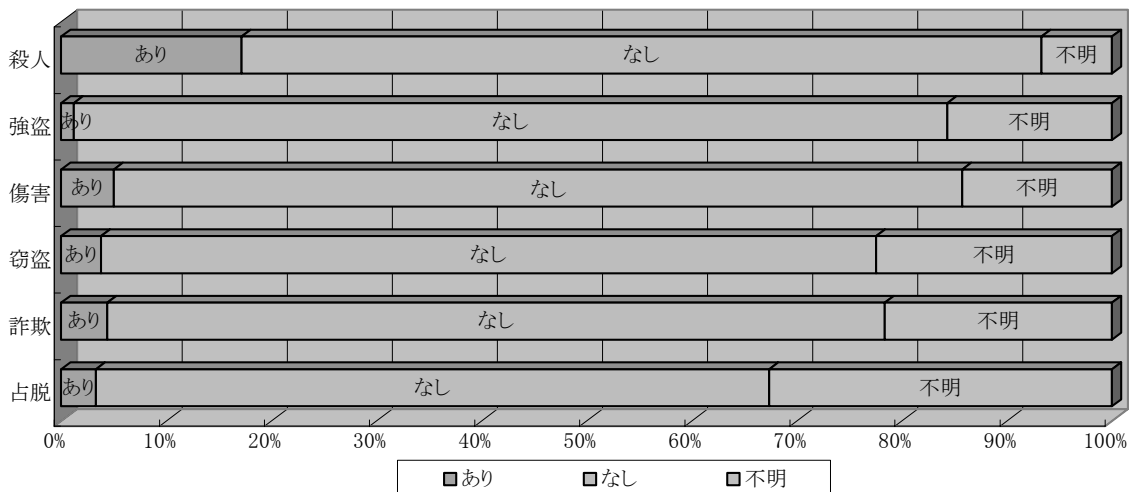


注：子のいない者，子と同居の者，不明を除く。

(4) 被疑者が介護している家族の有無

殺人では，被疑者が介護している家族がいる場合の割合が最も多く，17.2%となっている(図 4-32)。

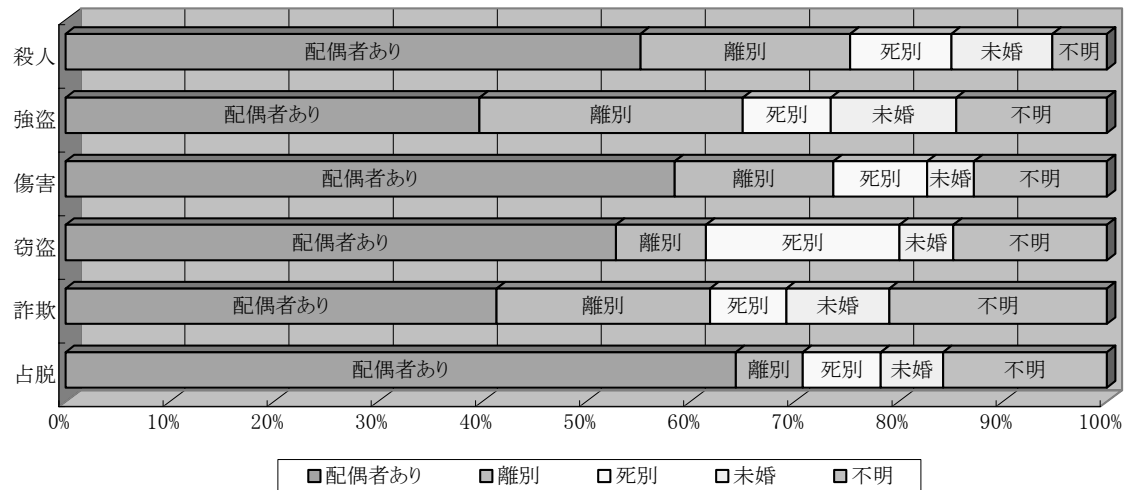
図 4-32 被疑者が介護している家族の有無



(5) 婚姻歴

強盗と詐欺で配偶者のいない者の割合が最も高い(図 4-33)。

図 4-33 婚姻歴



(6) 同居人からの虐待

殺人において、3.7%に当たる5名が同居人から何らかの虐待や暴行を受けていたことがあり、内訳は子による虐待が3名(2.2%)、配偶者による虐待が1名(0.7%)、その他の者による虐待が1名(0.7%)であった(表 4-4)。それ以外の罪種では、いずれも同居人からの虐待経験がある者は1%に満たない。

表 4-4 同居人からの虐待・暴行

	殺人	強盗	傷害	窃盗	詐欺	占脱
全体	134 100%	83 100%	400 100%	1,920 100%	273 100%	668 100%
虐待なし	84 62.7%	38 45.8%	241 60.3%	970 50.5%	119 43.6%	351 52.5%
配偶者による虐待	1 0.7%	0 0.0%	3 0.7%	5 0.3%	0 0.0%	1 0.1%
子による虐待	3 2.2%	0 0.0%	1 0.2%	5 0.3%	0 0.0%	1 0.1%
施設等での虐待	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他の者による虐待	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	45 33.6%	45 54.2%	155 38.7%	940 49.0%	154 56.4%	315 47.2%